

[速報版]

- 委員長（大城美幸さん） おはようございます。ただいまから厚生委員会を開きます。
- 委員長（大城美幸さん） 初めに休憩を取って、審査日程及び本日の流れを確認したいと思います。
- 委員長（大城美幸さん） 休憩いたします。
- 委員長（大城美幸さん） 委員会を再開いたします。
- 委員長（大城美幸さん） 審査日程及び本日の流れにつきましては、1、議案の審査について、2、議案の取扱いについて、3、行政報告、4、厚生委員会管外視察結果報告書の確認について、5、所管事務の調査について、6、次回委員会の日程について、7、その他ということで進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、そのように確認いたします。

- 委員長（大城美幸さん） 市側が入室するまで休憩いたします。
- 委員長（大城美幸さん） おはようございます。委員会を再開いたします。
- 委員長（大城美幸さん） 議案第77号 三鷹市国民健康保険条例の一部を改正する条例、本件を議題といたします。

本件に対する市側の説明を求めます。

- 市民部長（室谷浩一さん） 厚生委員の皆様、おはようございます。さて、今回私ども市民部から厚生委員会に審査をお願いいたします議案は、三鷹市国民健康保険条例の一部を改正するもので、その内容といたしましては、国民健康保険の被保険者がお子さんを産する前後の一定の期間、当該被保険者の国民健康保険税を減額するというもので、そのための所要の改正を行うものです。

詳細につきましては、この後、担当課長より御説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

- 保険課長・納税担当課長（黒崎 晶さん） それでは、お手元に御配付されておりますかと思えます、厚生委員会審査参考資料に基づきまして御説明させていただきます。

おめくりいただきまして、1枚目を御覧ください。三鷹市国民健康保険条例の一部を改正する条例のあらましでございます。こちらは、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、産する予定の被保険者、または産した被保険者の国民健康保険税——こちら、所得割及び被保険者の均等割額を産予定月の前月（いわゆる双子以上の多胎の場合は、3月前）から産予定月の翌々月までの期間において減額をするため、所要の改正を行うものでございます。

1項目は、国民健康保険税の減額でございます。

対象者につきましては、産する予定の被保険者、または産した被保険者です。

減額の期間につきましては、令和6年1月から制度が始まることから、令和5年11月以降に産する予定、または産した被保険者が対象になります。単胎の方の場合の内容につきましては、下の表のとおりでございます。なお、減額対象となる産につきましては、妊娠85日以上分娩とすることとなっております。

続きまして、減額する保険税につきましては、産予定日、または産日の属する年度の一月当たりの額を算出し、その額に減額する月数を掛けることで決定をいたします。こちら、年度途中から事業が始まることから、令和4年度の産育児一時金の申請実績から、1年度の減額見込額といたしましては、

[速報版]

309万円を想定しております。その金額につきましては、国が2分の1、東京都、市がそれぞれ4分の1の負担割合となっており、市の実質負担額は77万円余と試算しているところでございます。

保険税の減額につきましては、御本人、世帯主の方からの届出をもって対応いたしますので、届出書を規定するとともに、周知の方法につきましては、市ホームページ、「広報みたか」を予定しております。この届出が漏れないように対応してまいりたいというふうに考えております。

施行期日は、令和6年1月1日です。

2枚目以降につきましては、今回の条例に伴います新旧対照表の抜粋をつけさせていただきましたので、御参照いただければと思います。

説明は以上です。

○委員長（大城美幸さん） 市側の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑のある方。

○委員（石井れいこさん） おはようございます。よろしく申し上げます。これは今、何人分を想定されていますか。

○保険課長・納税担当課長（黒崎 晶さん） こちらは、令和4年度の出産育児手当を受給された方を試算しておりますけれども、昨年度の実績で、84人ということで想定をしております。

以上です。

○委員（石井れいこさん） ありがとうございます。これ、施行期日が令和6年の1月1日ということなんですけど、これは期限はなく、一応ずっと続くものという考えでいいんですかね。

○保険課長・納税担当課長（黒崎 晶さん） この条例改正は、いわゆるお子様を増やすための取組の1つとして、国保税を減免することで出生数を少しでも増やそうという取組でございますので、令和6年1月1日から制度が始まりまして、継続するというふうに認識をしております。

以上です。

○委員（石井れいこさん） ありがとうございます。あと、周知方法なんですけど、例えば病院とか、クリニックとか、今後、母子手帳を渡すときとかに周知をするとかいう予定はあるんですかね。

○保険課長・納税担当課長（黒崎 晶さん） 今、三鷹市で実際出生される方というのは大体1,200人余なんですけれども、その中で国民健康保険に入られている方というのは、先ほどちょっと84人ということでお示しさせていただいたんですけれども、割合としては非常に少ないところでございますので、こちらにつきましては、今、出産育児一時金は50万円に増額して、実際はお支払いの際は、医療機関のほうに差額分をお支払いして、実際御本人さんがお支払いするのは差額分だけですので、委員おっしゃるとおり、母子手帳を交付するとき、あとはそういうお支払いのときとか、あと、御本人さん、体調の優れないときもあるかと思っておりますので、その辺りは臨機応変に対応してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（大城美幸さん） そのほか、質疑ございますか。

○委員（太田みつこさん） よろしく申し上げます。届出書を新たに新設するということなんですけれども、産後・産前、いろいろな出生に関する届出書というのが乱立している中で、これは書面での届出書というような形を御検討されていますでしょうか。

○保険課長・納税担当課長（黒崎 晶さん） 現時点では、書面による届出を想定しております。ですので、届出、申請に基づいて対応しますので、漏れないように、手当の支給は最終的に私どものほ

[速報版]

うで分かりますので、その点は最終的に、届出がない方等については私どもから周知するなど、漏れないように対応してまいりたいというふうに考えております。

○委員（太田みつこさん）　そうですね。産後、やはり、書面をいろんな課に提出しなきゃいけないという現状で、いろいろ改善はされているかと思うんですけども、例えば、きつずナビのダウンロード方法ですとか、今ウェブ化というのが大分三鷹市も進んでおりますので、そういった産前・産後で必要な書類をなるべく簡素化してもらえようといういただけると大変助かるかなと思いますので、そちらのほうも御検討いただけたらと思っております。

もう一点が、先ほどほかの委員さんからもありました周知方法なんですけども、先ほど課長がおっしゃっていたように、出生数を増やすための取組ということであれば、なおさら、この周知方法というのを、子育てガイドをお渡しする際に——次に2人目、3人目を検討するとき、こういう制度があれば、より出産に対してのハードルが下がるなというような思いにもなると思いますので、通常の市のホームページ、「広報みたか」ということだけでなく、幅広く告知はしていただけるとありがたいと思っております。

以上です。

○委員長（大城美幸さん）　そのほか、質疑ございますか。

○委員（岩見大三さん）　大体、今伺いまして概要は分かったんですけど、先ほどもちょっと期限の話が出ていまして、これは法律改正ということで、市のほうで条例を設けるといことなんですけど、一応、この84人の対象者の方もこれから恒常的にもう、再確認なんですけど、これは適用されるという理解でよろしいんですか。

○保険課長・納税担当課長（黒崎 晶さん）　先ほど人数はお示したんですけども、これはあくまで見込みということで、財源負担がどれくらいあるかという見込みの参照でちょっと出させていただいております。これにつきましては、委員おっしゃるとおり、なるべく1人でも増える方向になればいいかと思うんですけども、というために今回条例改正をさせていただいております。ですので、継続的に——来年の1月1日から、年度途中からの開始ですので、出産予定の月によっては免除する月数がちょっと変わってまいりますけれども、こちらの制度につきましては、しっかり根づくように対応してまいりたいというふうに考えております。

すみません。こちらにつきましては、令和6年1月から制度が始まりまして、継続的に続いていく制度というふうに認識をしております。

○委員長（大城美幸さん）　そのほか、質疑ございますか。

○委員（赤松大一さん）　よろしくお願いたします。先ほど、さきの委員もありましたとおり、周知というところですが、昨年実績ですと、1,100人余の御出産の中で84人の方が対象だということですが、課長のほうからは、一時金の差額分の支払いのタイミングとか、あと母子手帳を渡すタイミングで、当然、国保の対象の方への周知、こちらで確認できるという御答弁だったんですけど、その2つぐらいですかね。ほかに何か、ピンスポットで押さえられる何か情報とかあれば、ちょっと教えていただきたいんですが。

○保険課長・納税担当課長（黒崎 晶さん）　先ほど他の委員から様々な、子育てガイドとか、子育てに関するホームページのほうの掲載という御意見いただきましたけれども、こちらにつきましては、部がちょっと違うものですから、その辺りは庁内連携して対応してまいりたいというふうに思います。

[速報版]

あくまでこの周知方法というのは、まず保険課でできることをこちらで周知させていただいたんですけども、委員おっしゃるとおり、全庁的な問題でもございますので、その辺りは所管部とも連携して、より一層周知、この制度を周知するように努めてまいりたいというふうに考えております。

○委員（赤松大一さん） 分かりました。昨年実績で84名の方いらっしゃるということですので、数的にはというところもあるんですけども、お一人も漏れることなく、しっかりと申請できるような手続、課をまたいでいただいて、課を横串通していただいておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（大城美幸さん） そのほか、よろしいですか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で本件に対する質疑を一旦終了いたします。

○委員長（大城美幸さん） 休憩いたします。

○委員長（大城美幸さん） 委員会を再開いたします。

○委員長（大城美幸さん） 議案第83号 三鷹市高齢者センターけやき苑の指定管理者の指定について、議案第84号 三鷹市牟礼老人保健施設の指定管理者の指定について、以上2件を一括議題といたします。

以上2件に対する市側の説明を求めます。

○健康福祉部長・新型コロナウイルスワクチン接種実施本部事務局長（小嶋義晃さん） よろしくお願いたします。本日、健康福祉部といたしまして、今お話のありました、三鷹市高齢者センターけやき苑と三鷹市牟礼老人保健施設の2件につきまして、指定管理の議案を出させていただいております。この2件につきましては、いずれも継続のもので、非公募という形で、指定管理料の指定期間を令和6年4月1日から5年間ということにしているものでございます。

説明につきましては、担当課長よりさせていただきます。

○高齢者支援担当課長（鈴木政徳さん） それでは、まず、高齢者センターけやき苑につきまして、審査参考資料の1ページをお開きください。初めに、概要についてです。指定期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間、選定方法は非公募とし、指定管理者は社会福祉法人東京弘済園を候補者としております。指定理由としては、当該施設の現指定管理者として、丁寧で質の高い介護サービスを提供しており、利用者の評価も高く、今後も同様の介護サービスの提供が期待できること、また、地域との交流も積極的に行い、西部地区の高齢者福祉のサービス拠点として重要な役割を果たしていることから、引き続き東京弘済園を指定管理者として指定するものです。

2ページ以降は、三鷹市公の施設指定管理者候補者選定・評価委員会における審議結果に係る資料となっております。2ページ、3ページの資料は、現指定期間における評価及び次期の指定管理者の選定方法についてです。

それでは、まず、2ページの評価について御説明をいたします。評価項目としては、共通項目と数値項目になります。

共通項目について、1、基本事項は、必要な諸規程は整備、公開され、また経営も効率的になされている。2、施設の維持管理は、保守管理、清掃、警備業務、いずれも適切に行われている。3、運営及びサービスの質の向上は、食事の工夫など、利用者ニーズに対応しているほか、広報、施設見学も実施

[速報版]

し、また個人情報保護も適切に措置されている。以上の理由から、共通項目はA評価としております。

次に、数値項目について、令和2年度と令和4年度に利用者数の減が見られますが、コロナの影響によるものとエレベーター改修工事の影響によるもので、いずれも特殊要因によるものとなっております。満足度については、9割以上の高い評価となっています。指定管理料については、令和2年度の減はコロナの影響による利用減に伴うもので、一方、令和3年度及び令和4年度の増は昨今の光熱水費の上昇によるもので、こちらも特殊要因によるものです。以上のことから、数値項目もA評価としております。

それでは、次のページ、全体評価になります。実績・成果としては、一般の通所介護と認知症の通所介護の両方を実施し、相互に連携を取りながら適切な対応がなされております。また、公立の施設として、いち早く総合事業のサービスの実施により、市民の利便性の向上が図られております。次に、課題と対応状況としては、コロナにより落ち込んだ利用の回復が課題ですが、今後は地域住民も参加できる地域サービスデーやランチサービスを実施することで、施設のPRなどに取り組み、利用率の改善を図っていくものとしております。総合評価としては、コロナ禍でも、マニュアル整備などにより、利用者が安心してサービス提供を受けられる環境を整えて運営を継続できたこと、また、食事について、利用者ニーズの詳細な調査を行うなどにより、高い利用者満足度を維持できたことは高く評価できるものです。以上のことから、全体評価としてもA評価としております。

それでは、最後に、指定管理者の選定方法については、現指定期間の評価が適切であり、今後も公の施設としての役割を期待できることから、現指定管理者を引き続き指定することが適切であると認められたため、公募によらない選定としたものとなっております。

続きまして、4ページ、5ページの資料は、同じく三鷹市公の施設指定管理者候補者選定・評価委員会における審議結果のうち、次期の指定管理者候補者に関するものです。4ページの一覧は概要になりますので、5ページの施設別の資料に基づき御説明をいたします。

5ページを御覧ください。1、事業計画について。けやき苑の主要な事業である通所介護では、利用者個々の心身状況を把握して通所介護計画を作成し、職員間で共有するなど、利用者に寄り添った支援となっています。そのほか、職員研修、利用者ニーズの把握、個人情報保護、苦情対応などにおいて、利用者とその家族に質の高いサービスを提供する計画となっており、適切な計画であると認められるものです。2、収支計画については、指定管理料などの収入、事務費などの支出において特別な変動の見込みは見られず、適切かつ効率的なものと認められるものです。3、経営状況については、法人全体の経営状況は適切であり、けやき苑事業に関しても安定した経営状況の維持が見込まれることから、適正なものと認められるものです。最後に、4、審議結果については、以上を踏まえ、東京弘済園は、質の高い介護サービスを提供しており、利用者の評価も高く、今後も同様のサービス提供が期待できること、また、地域との交流も積極的に行い、地域住民にも親しまれ、西部地区の高齢者福祉のサービス拠点として重要な役割を果たしていることから、指定管理者候補者とすることが適切であると評価をいたしました。

6ページ以降には、令和4年度の事業報告書を参考に添付しております。また、次期の指定期間5年間の収支計画書についても添付しております。

それでは、次に、牟礼老人保健施設につきまして、審査参考資料の14ページをお開きください。こちらも、まず初めに概要についてです。指定期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間、選定方法は非公募とし、指定管理者は社会福祉法人三鷹市社会福祉事業団を候補者としておりま

[速報版]

す。指定理由としては、当該施設の現指定管理者として、丁寧で質の高い介護サービスを提供しており、利用者の評価も高く、今後も同様の介護サービスの提供が期待できること、また、地域との交流も積極的に行っており、重要な役割を果たしていることから、引き続き三鷹市社会福祉事業団を指定管理者として指定するものです。

15ページ目以降は、三鷹市公の施設指定管理者候補者選定・評価委員会における審議結果に係る資料となっております。15ページ、16ページの資料は、現指定期間における評価及び次期の指定管理者の選定方法についてです。

それでは、まず、15ページの評価について御説明をいたします。評価項目としては、共通項目と数値項目になります。

共通項目について、1、基本事項は、必要な諸規程は整備、周知され、また、運営も、経費削減に努め、良好に行われております。2、施設の維持管理は、保守管理、清掃、警備業務、いずれも適切に行われております。3、運営及びサービスの質の向上は、工夫した質の高い職員研修のほか、感染症対策の強化、災害などに備えたBCPの作成などを行っている。以上の理由から、共通項目はA評価としております。

次に、数値項目について、主に通所系のサービスにおいて、コロナの影響により、令和2年度、令和3年度に利用者の減が見られますが、令和4年度は、大規模改修が終了したこともあり、着実に利用者が増えました。満足度については、令和2年度の調査では9割の満足度で、また、本年度、本件資料の作成後にアンケート調査を実施しておりまして、こちらは92.5%の満足度となっております。いずれも高い評価となっております。指定管理料については、令和2年度の減は、コロナによる利用減に伴うものとなっております。令和3年度の増は大規模改修に伴う一時移転の経費で、令和4年度はその反転で減となっております。変動については、いずれも特殊要因によるものであるため、数値項目もA評価としております。

それでは、次のページ、16ページ、全体評価になります。実績・成果としては、公の施設として、特に職員の技術力と介護の質の向上に努め、利用者からの信頼も厚く、また、利用者の生活行為に沿った個別のリハビリの充実と通所のリハビリの提供などの在宅生活への支援を行うことで、高い在宅復帰率を保つことができております。課題と対応状況としては、コロナや大規模改修に伴う一時移転により落ち込んだ利用の回復が課題となっています。今後は、引き続き徹底した感染症対策や災害対策などにより、利用者とその家族に安心を与えながら、安定した施設運営により、利用者数及び利用率の回復を図っていくものとしております。最後に、総合評価としては、職員が講師となる独自研修などにより、全職員の資質の向上やリスク管理の改善が図られ、利用者に安全安心を与えながら施設運営が行われたことや高い在宅復帰率の維持のほか、認知症予防にも積極的に取り組んでいることは高く評価できるものです。以上のことから、全体評価としてもA評価としております。

最後に、指定管理者候補者の選定方法につきまして、現指定期間の評価が適切であり、今後も公の施設としての役割を期待できることから、現指定管理者を引き続き指定することが適切であると認められるため、公募によらない選定としたものです。

続きまして、17ページ、18ページの資料は、同じく三鷹市公の施設指定管理者候補者選定・評価委員会における審議結果のうち、次期の指定管理者候補者に関するものについてになります。

18ページの施設別の資料に基づいて御説明をさせていただきます。18ページをお開きください。1、

[速報版]

事業計画については、在宅への復帰を目標とした入所施設である介護老人保健施設にあって、高い在宅復帰率を維持し、介護保険制度上の在宅復帰強化型の類型を目指していることは高く評価するものです。そのほか、職員研修、地域連携、認知症も含めた事故・虐待への対応、個人情報保護など、サービスの質の向上や安心安全への措置が図られた計画となっており、適切な計画であると認められるものです。

2、収支計画については、入所施設であることから、光熱水費その他の物価上昇による支出の増を一定程度見込んではおりますが、そのほかは収入施設において特別な変動などの見込みは見られず、適切かつ効率的なものと認められるものです。3、経営状況については、法人全体の経営状況は適切であり、老健事業に関しても安定した経営状況の維持が見込まれることから、適正なものとして認められるものです。最後に、4、審議結果については、以上を踏まえ、三鷹市社会福祉事業団は、リハビリ機能の充実など、質の高い介護サービスを提供するとともに、地域交流も積極的に行い、利用者や市民からの評価も高く、今後も同様の施設運営が期待できること、また、在宅への復帰を目標とした介護老人保健施設にあって、高い在宅復帰率により介護報酬の加算を得るなど、良好な運営状況を維持し、引き続き安定した運営を目指すものとしていることから、指定管理者候補者として適切であると評価をいたしました。

19ページ以降は、令和4年度の事業報告書を参考に添付しております。また、次期の指定期間5年間の収支計画書についても添付しております。

私からの説明は以上でございます。

○委員長（大城美幸さん） 市側の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑のある方。

○委員（蛭澤征剛さん） おはようございます。初めてなんですけど、ちょっと幾つか気になったことを質問させてください。

まず、弘済園のほうですね。13ページの収支計画書、ここも質問しても大丈夫なんです。13ページですね。13ページの収支報告書の収入のところなんですけど、令和7年度から居宅介護支援事業というのが急に金額がぼんと跳ね上がっているんですけど、これ、何か、どういうことなのかなと思って、ちょっと質問させてください。

○高齢者支援担当課長（鈴木政徳さん） こちらの収入の居宅介護支援事業、この具体的内容につきましては、ケアマネさんがケアプランを作成した場合の報酬というものになっております。けやき苑については、予定では、ケアマネさんを増員して、こちら、ケアプランの作成を強化していくという見込みでありますので、一定程度の増を予定としては見込んでいます、そういったものになります。

○委員（蛭澤征剛さん） ありがとうございます。そういう事情もあつたら、そういうのはこういうところには記載はされないんですかね。

○高齢者支援担当課長（鈴木政徳さん） そうですね。経年の中で伸びがありますので、そういったところは備考のところに書くなど、ちょっと工夫を今後はしていきたいとは思っています。

○委員（蛭澤征剛さん） ありがとうございます。ちょっとここ気になったもので、ちょっと質問させていただきました。

同じく13ページなんですけれども、今お話あった、今度、支出のほうで、備考の欄に、物価高騰による増という、あとは昇給等による増というふうにあります。あるんですけれども、支出の事務費が今年度からいきなり今度は減っているんですね、令和6年度。物価高騰による増というふうに備考に書いてある割には、あれっ、いきなり減るのかななんてちょっと思ったんです。この辺りの理由というのは

[速報版]

何かあるのでしょうか。

○高齢者支援担当課長（鈴木政徳さん） すみません。個々の詳細な部分、すみません、全体、把握はできておらないんですが、物価高騰による部分の増は見込んでいるというのは、けやき苑のほうから聞いてはおったんですが、減になっている部分というものは、すみません、ちょっと、こちら、精査、確認不足で申し訳ありません。今、説明、ちょっと申し上げられない。

○委員（蛭澤征剛さん） ありがとうございます。これ、よく見ると、事業費のほうも支出、令和6年度に向かって少し下がっているんで、これ、何でかなと思ったので、ちょっと質問させていただきました。分からないんだったら、しょうがないです。よろしくお願いします。

それから、同じく、今度、福祉事業団のほうの収支計画書のほうですね。33ページです。すごく細かいことかもしれないんですけど、先ほどの弘済園のほうの収支計画書と比べると、こちらの計画書、大分ざっくりしているんですけども、これ、出し方というのは、本当に、そちら、指定管理者に任せているということなんでしょうか。これ、あんまり細かくないなと思ったんですけど。

○高齢者支援担当課長（鈴木政徳さん） おっしゃるように、ちょっと両団体が数字に差があるんですが、老人保健施設はなかいどのほうは、本当に、予算の段階ではざっくりとしたもので見込んでいて、ちょっと決算のときと開きがあったりというようなことが見込まれるんですが、こちらは、すみません、各法人の収支の計算の考え方ということで捉えていただきたいと思います。

○委員（蛭澤征剛さん） 分かりました。ありがとうございます。

以上です。

○委員長（大城美幸さん） そのほか、質疑ございますか。

○委員（石井れいこさん） お願いします。これ、非公募になっているんですけど、なぜ非公募なのかを伺ってもいいですか。

○高齢者支援担当課長（鈴木政徳さん） 非公募の理由というところなんですけど、三鷹市指定管理者制度運用の基本方針というものがございまして、再指定においては、現指定法人の実績・評価が良好であり、安定した市民サービスの提供と事業の継続性の観点から、現指定法人を引き続き指定管理者として指定することが適切であると認められる場合は、公募によらないで当該法人を再指定することができるとするということにされております。両法人とも、今御説明申し上げたように、現指定期間の実績・評価というものは良好なものと認められるものでございました。また、こちらの施設というのは、単なる施設管理ではなくて、介護サービスを提供する施設というものですので、個々の利用者への対応の観点から、基本的には同一の法人が継続して運営することが望ましいというものもございまして、今回は非公募として、現指定管理者を指定管理候補者としたものでございます。

○委員（石井れいこさん） ありがとうございます。あと、これ、社会福祉事業団ではできない理由というのはあたりするんですか。

○高齢者支援担当課長（鈴木政徳さん） こちらのほうは、すみません、今説明で申し上げましたように、利用者の方に接する施設ということになっておりますので、極力変化がないことが望ましい、継続したことが望ましいということで、現指定管理者を候補者とさせていただいております。

○委員（石井れいこさん） ありがとうございます。あと、どんぐり山から移動してきた方もいらっしゃいますか、ここに。

○高齢者支援担当課長（鈴木政徳さん） どんぐり山のほうでも通所のサービスを提供してござい

[速報版]

たので、そちらの通所のほうについて、けやき苑のほうに、どんぐり山が廃止になった際は移ったということはありません。

○委員（石井れいこさん） その後、その方たちは問題なく通われていらっしゃる感じですかね。

○高齢者支援担当課長（鈴木政徳さん） 特に、そうですね、サービスの提供主体が替わったことで利用者の方に何かあったということはこちら聞いてはおりませんので、けやき苑のほうで適切に対応が図られているものと思っております。

○委員（石井れいこさん） ありがとうございます。あと、利用者満足度のところなんですけど、令和4年でちょっと下がっている部分は、地域サービスデーの中断のためなのか、何か原因があるんでしょうか。

○高齢者支援担当課長（鈴木政徳さん） 利用者満足度、若干下がってはいるんですが、こちらのほうは大きな変化ではないということでこちらは捉えております。また、委員おっしゃられたように、コロナの影響がありまして、地域交流というものが以前より少しやはり制限されたということで、そういった部分では若干下がっているというものもあるのかなとは思います。

○委員（石井れいこさん） ありがとうございます。この地域サービスデーなんですけど、過去の資料を見ると、年に1回というふうに書いてあったんですけど、それは変わらず、年に1回という形でしょうか。

○高齢者支援担当課長（鈴木政徳さん） 地域サービスデーにつきましては、委員おっしゃるように、年1回ということで、今年、ちょうどコロナが一定緩和されましたので、5年ぶりに開催をして、10月に、規模、ちょっとまだ全体的に縮小してなんですけど、実施をしているところです。

○委員（石井れいこさん） ありがとうございます。あと、かいごDBというサイトがあって、そのサイトを見ると、従業者1人当たりの利用者数が大体どこの地域も3人とか、4人とかなんですけど、6人。1人当たりの利用者6人抱えているということで、ちょっと多いのかなと思ったんですけど、そこら辺、従業員の方って特に問題はなさそうですかね。

○高齢者支援担当課長（鈴木政徳さん） こちら、けやき苑のほうでよろしいですか。

○委員（石井れいこさん） けやき苑の認知症の対応デイのほうですね。

○高齢者支援担当課長（鈴木政徳さん） そうですね。けやき苑のほうも認知症のデイサービスをやっておるんですが、けやき苑のほうもやはり人材確保、ほかの事業所も同様だとは思いますが、なかなか計画どおりには人材を採ることができていない部分もあるというふうには聞いてはおりますが、もちろん基準の人数は満たしておりますので、利用者の方に影響はないということは把握はしております。

○委員（石井れいこさん） ありがとうございます。あと、気になったのが、またかいごDBなんですけど、非常勤の定着率がちょっと低いというのも気になったんですけど、お給料とかの問題とかというのは問題なさそうですかね。

○高齢者支援担当課長（鈴木政徳さん） 指定管理料の増のところでも人件費の増というのは一定程度見込んでおまして、もちろん処遇改善ということも適切に図られていますので、職員への対応というものは特に問題はないというふうに認識をしております。

○委員（石井れいこさん） 分かりました。ありがとうございます。あと、8ページなんですけど、令和3年度テクノロジー（介護ロボット）の活用の手始めとしてというふうに書いてあるんですけど、これからいろいろ介護ロボットを入れたりとかいうのを進めていくという予定で合っていますか。

[速報版]

○高齢者支援担当課長（鈴木政徳さん）　こちら、弘済園全体の方針としての記載にはなるんですが、市としても介護ロボットの助成ですとかも行っておりますので、けやき苑にかかわらず、市としても支援はしていき、施設における負担の軽減が図られるようにということは促していきたいと考えております。

○委員（石井れいこさん）　ありがとうございます。ここの文章のところなんですけど、ちょっと気になっちゃったんで、介護ロボットの活用の手始めとして、弘済園においては、介護ソフトと連動した総合的なシステムの導入により、夜間帯の状態把握や巡回を減らすなどの取組を始めたが、「が」から、令和4年度はというふうに違う話になっていて、始めたが、何だったのかがちょっと気になっちゃったんですけど、ここは、この「が」の後、ちょっと教えてもらってもいいですか。

○健康福祉部長・新型コロナウイルスワクチン接種実施本部事務局長（小嶋義晃さん）　まず、こちらの事業報告は東京弘済園全体のもので、今回のけやき苑は通所なので、ここは直接は関係はないんです。今回は通所の部分なので、特別養護老人ホームのほうなのかなと思いますけど、ちょっとこの文章の書き方なんですけども、多分、恐らく、介護ロボットを入れると同時に、ナースコール導入ということなので、非常にナースコールというのは、基本は弘寿園——弘寿園は、ごめんなさい、養護老人ホームだったと思うんですけど、多分、比較的自立できている方のためのものを導入したということで、ロボットとは直接、別だけど、そういうことも入れているということを言っているんじゃないかと思います。

ごめんなさい、ちょっと。そういう状況です。

○委員長（大城美幸さん）　そのほか、質疑ございますか。

○委員（太田みつこさん）　よろしくお願ひします。けやき苑のほうで、事業報告を見ると、経営状況が厳しいというところと人材確保に大変苦慮しているというのが見受けられるんですけども、どこも全体的に、コロナの影響を受けたりとか、大変な状況は続いていると思うんですが、今後、どんぐり山ができたところで、こういった事業所等も、研究だったり、研修だったり、いろいろとそういったところでどんぐり山との連携などはできたりとかするのでしょうか。

○健康福祉部調整担当部長・福祉Laboどんぐり山担当部長（隠岐国博さん）　まさにどんぐり山は、市内全域の事業者さんとも連携して取り組んでまいりたいと考えておりますので、まさに人材の育成とか、あと、先ほども定着というふうなお話もありましたが、そこに向けてどういうふうと一緒に取り組むべきかというのは、事業所さんと、まさに現場と一緒に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（太田みつこさん）　ありがとうございます。そうですね。経営でしたり、人材確保というのが大変な中で、三鷹市としてのこのどんぐり山との連携というのは、福祉事業団だけでなく、広く情報共有だったりしていただけると、よりよい運営が安定していくのではないかなと思いますので、その辺も積極的にお願いできればと思います。

以上です。

○委員長（大城美幸さん）　そのほか、ないですか。

委員長交代します。

○副委員長（赤松大一さん）　委員長交代しました。

[速報版]

○委員（大城美幸さん） 10ページ。危機管理で、ヒヤリハット・事故報告書に挙げられた事案について、職員会議で取り上げ、原因の分析と再発防止の検討を行ったということでもあります。ヒヤリハット・事故報告書って、市のほうにも連絡来ると思うんですが、よほど大きいものじゃないと来ないのか、こちらでのヒヤリ・ハットとか、把握をされていたら教えてほしいなと思います。

○高齢者支援担当課長（鈴木政徳さん） まず、事故報告書につきましては、けやき苑のほうは、介護保険課の事業者指導係にもし事案があった場合については該当あると思うんですが、けやき苑について、特に報告というものの、私のほうでは把握は、承知はしていないところでございます。

○委員（大城美幸さん） 大きいものがなかったから報告がないのかなというふうに理解をいたします。

14ページ、老人保健施設のほうですが、在宅復帰率、すごい高い水準で維持していて、リハビリテーション機能を充実させているということなんですが、四十何%と書いて、47%というふうに19ページにもありますが、そこには、利用者家族とも連携しながら在宅復帰を促進した結果とあるんですが、施設のところでの機能訓練、リハビリと併せて、家族にも、こういうことをしているから、おうちでもとか、そういう、家族との連携というのがどういうものか、分かれば教えてほしいなと思います。

○高齢者支援担当課長（鈴木政徳さん） この在宅復帰率の確保というのは、はなかいどうも特に力を入れているということでも聞いておまして、家族の部分もケアをしているということで、在宅での必要な知識、技術について、家族に適宜周知・啓発しているということは聞いております。

○委員（大城美幸さん） ありがとうございます。どちらの施設も利用者満足度が高いということで、先ほど来、非公募にした理由も理解はできます。今後についても、これまでもそうだし、今後もそうだけど、職員の技術力だとか、研修とか、いろいろそれぞれやっていると思うんですが、8ページにも、離職防止に向けての研修の在り方について検討を行ったとありますが、先ほど来、職員定数の基準は満たされているというふうなお話もありましたが、離職されるそれぞれの理由があるから、それは仕方ない部分もあるかもしれないけど、やっぱり離職する人は出てはいるんですね。それを補充して基準を満たしているというふうに理解していいですか。それと、離職防止に向けての研修というのが、努力していることというのがどんなことがあるのか、最後、質問します。

○高齢者支援担当課長（鈴木政徳さん） まず、両施設ともなんですが、基本的には人員を充実して配置をするという方針でありますので、基本的に基準ぎりぎりでは配置をしているというものではないという状況がまずございますので、離職する職員が一定数はおりますが、基準は必ず超えておりますし、今申し上げたように、もともと基準を上回る手厚い体制をしいているというところはございます。

離職防止に向けての研修というところは、こちらはなかなか、介護業界全体の課題というふうになっておりますので、一事業者で対応できる部分というのは限られているというものは認識していますので、市としては、永年勤続の表彰であったりですとか、市として全体の事業者を支援していく形で離職防止が図られていくということに取り組んでいきたいというふうに思っています。

○副委員長（赤松大一さん） 委員長交代します。

○委員長（大城美幸さん） ありがとうございます。

そのほか、質疑ございますか。

○委員（石井れいこさん） すみません。忘れまして。あと1点だけ。はなかいどうさんのところの27ページの在宅復帰率のところなんですけど、要介護1・2の方が26%で、要介護3・4の方が57%

[速報版]

で、3・4の方がすごい復帰率が高いなというふうに思うんですけど、やっぱり1・2の方のほうが復帰率難しいんですかね。ちょっとここが伺いたくて。

○高齢者支援担当課長（鈴木政徳さん） すみません。要介護度別の在宅復帰率の差異というところまではちょっと事業団のほうに、把握はしておりませんで、すみません、今ちょっとお答えができない。

○委員長（大城美幸さん） そのほか、質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

では、以上で議案第83号及び議案第84号に対する質疑を一旦終了いたします。

○委員長（大城美幸さん） 休憩いたします。

○委員長（大城美幸さん） では、委員会を再開いたします。

○委員長（大城美幸さん） 議案第85号 三鷹市立母子生活支援施設三鷹寮の指定管理者の指定について、本件を議題といたします。

本件に対する市側の説明を求めます。

○子ども政策部長（秋山慎一さん） よろしくお願いたします。この後御審議いただきます議案第85号は、令和6年3月31日をもって指定期間が終了する三鷹市立母子生活支援施設三鷹寮につきまして、令和6年4月1日以降の指定管理者を指定するものでございます。指定管理者候補者の選定につきましては、三鷹市指定管理者の導入・運用の方針に基づきまして、社会福祉法人三鷹市社会福祉事業団を指定することとし、指定期間を令和11年3月31日までの5年間としているものでございます。

それでは、詳細につきまして、子育て支援課長から説明をさせていただきます。

○子育て支援課長（田中通世さん） それでは、改めまして、議案第85号 三鷹市立母子生活支援施設三鷹寮の指定管理者の指定につきまして、お手元の審査参考資料に基づきまして御説明をさせていただきます。

初めに、三鷹寮の施設の沿革ですが、昭和36年7月に東京都三鷹母子寮といたしまして開設されました。その後、昭和45年8月に運営及び設置主体が東京都から三鷹市に移管され、三鷹市立母子寮に改称いたしました。平成10年4月に、児童福祉法の一部改正に伴いまして、施設名称を現在の三鷹市立母子生活支援施設三鷹寮に改称し、平成11年4月から社会福祉法人三鷹市社会福祉事業団が受託運営を開始いたしまして、平成18年4月から指定管理業務に移行しているものです。

それでは、1ページおめくりください。概要でございます。新たな指定期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日まで、母子生活支援施設という特殊な役割から、切れ目のない支援を計画的に継続して行うことが求められるため、法人として豊富な実績があり、市をはじめといたします関係機関と連携を取った支援が期待できる社会福祉法人三鷹市社会福祉事業団を非公募で指定するものです。

おめくりいただきまして、3ページにお進みください。現行の指定期間におけます指定管理者の評価シートとなっております。現行の指定期間は平成31年4月1日から令和6年3月31日までの5年間で、今年度が最終年度となります。6月27日に三鷹市公の施設指定管理者候補者選定・評価委員会の子ども政策部分科会を開催いたしまして、主管課として一次評価、分科会として二次評価を行っております。その内容といたしまして、社会福祉事業団は、公設民営であります強みを生かし、三鷹市子ども家庭支援ネットワークの一員として、市、児童相談所、保育園、学校、警察署等、これら関係機関と連携を図り、母子が一緒に入所できる唯一の児童福祉施設といたしまして、日常の生活の場であればできるきめ細かい支援に職員一丸となって取り組んでいるところでございます。母子双方と個別の面談等を行うことにより

[速報版]

まして、本人の意向を尊重した自立支援計画を作成し、入所から退所まで、さらに退所後も地域に戻って安心して暮らせるよう、職員が共通の認識を持って継続的に取り組んでいることを評価しております。利用者からの声としまして、管理体制がしっかりしているので安心して生活ができる、病気等の際の個別の対応や子どもの養育支援など手厚い対応に感謝している、子どもの成長を一緒に見守ってくれるという安心感がある、このような肯定的な声が寄せられております。これらを踏まえまして、分科会として、A評価をつけております。そして、7月10日には、分科会の評価を基に、第1回の評価委員会で最終の評価を実施いたしました。3ページに記載のあります、基本事項、施設の維持管理、運営及びサービスの質の向上の3つの共通項目、数値項目、4ページ、裏面になりますが、こちらの全体評価など、こちらを御説明させていただきまして、選定委員会からは、非公募によらないで再指定を行うという分科会の判断に同意するという評価を受けております。

その後、資料は9ページ以降になりますが、提出のありました事業実施計画書、そして、15ページにあります収支計画書等に基づきまして、10月17日に開催されました第2回評価会において御審議いただきました。収支計画につきましては、事業運営や施設管理において、適切で、コスト意識を持ったものになっております。

竣工から10年以上経過した施設、建物を安全、適正に維持するため、設備の定期点検等を一層強化しまして、入所者の生活に支障を来すことのない迅速な対応に努め、さらに、中長期的な修繕、改修工事につきましても市と連携して行っていくという計画を立てております。

昨今は、医療依存度の高い母やDV被害、児童虐待を受けたことのある母子、あと文化や生活習慣の異なる外国籍の母子など、多様な課題を抱える入所者が増加していることありまして、これまでは従前5人の常勤の職員で運営していたところ、令和5年度からは、個別対応職員1名を増員配置し、支援体制を強化したところであります。今後もこの人員体制を継続していくこととしております。

審議の結果、母子生活支援施設では、単に施設の運営管理ということではなくて、母子の生活安定支援、就労支援、心理的問題への対応、子どもの健全育成支援、退所支援、そして、その後のアフターケアという、この一連の過程における計画的、継続的な支援が必要となるところであります。このような施設の役割や特殊性からも三鷹市社会福祉事業団を継続して指定する必要があるという、この判断を11月20日付で評価委員会より受けましたので、ここに、令和6年4月1日から令和11年3月31日まで、さらなる5年間につきまして、社会福祉法人三鷹市社会福祉事業団を三鷹市立母子生活支援施設三鷹寮の管理者として非公募により指定することをお諮りさせていただくものでございます。

説明は以上です。

○委員長（大城美幸さん） 市側の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑のある方。

○委員（蛭澤征剛さん） よろしくお願いたします。今ちょっと、個別対応職員1人増員ということで、多分、指定管理料少し上がっているのかなと思うんですけど、4ページのここが分からなかったんですけども、ちょっとここをお聞きしたいと思います。4ページの上の参考のところに補助金の状況というのがあるんですが、この補助金の額というのは、24ページの収支計算書の中には、これは記載はされていないのでしょうか。

○子育て支援課長（田中通世さん） 4ページに記載のございます補助金というのは、児童福祉法に基づく児童福祉施設ということで、国と都から三鷹市が補助金を受けるという形の記載になりますので、

[速報版]

事業団の収支計画のほうにこの補助金は載ってまいりません。指定管理料として三鷹市がお支払いを事業団にして、運営をしていただく。三鷹市はそれを歳出で出しているわけなので、三鷹市のその歳出につきまして、国と都から、国から既定の予算というのはあるんですけども、基準額があって。国が2分の1、東京都が4分の1、合計しますと約4分の3ぐらいの特定財源が入ってくるという、こちらの記載になっております。

○委員（蛭澤征剛さん） ありがとうございます。じゃあ、補助金のこの内訳みたいなものは、ここではどのように使われているかというのは分からないということですかね。

○子ども政策部長（秋山慎一さん） 今担当の課長のほうから御説明した内容なんですけども、いわゆる、これ、ここには参考となっておりますけれども、要するに、3ページのところに指定管理料、これは毎年度の指定管理料が出ていますけども、この市が支出している指定管理料に対する国・都の補助金ということで、4ページの上段のほうに補助金の状況というふうに記載されています。つまり、指定管理料の財源としてここに参考表記をされているということなので、実際には市が国や都から補助金を頂いて、それを財源として、市の一般財源を加えて指定管理料として当該法人に支出をしているという、そういうことになりますので、個別に何に充てているかというのはあまりここでは必要ないということになるので、基本的にはそういった財源として入っている補助金について参考表記をさせていただいているという、ちょっと分かりにくい資料の作りなんですけれども、そのようになっているというふうに理解いただければと思います。

○委員長（大城美幸さん） そのほか、質疑ございますか。

○委員（石井れいこさん） よろしく申し上げます。3ページ目なんですけど、指定管理、両年度ともに市の現役職員が施設長として派遣されたというふう書いてあるんですけど、まだ継続されているということなんですけど、どのような方なんですかね、その方。

○子育て支援課長（田中通世さん） 現在の施設長は、三鷹市の現職職員でいえば係長職クラスの職員が、令和4年度から派遣という形でこの職に就いているというふうに伺っております。

○委員（石井れいこさん） ありがとうございます。あと、9ページ目なんですけど、夜間・休日に緊急対応を求められるケースもありますというふう書いてあったんですけど、これ、主にどんなことがあったのかとか伺えますか。

○子育て支援課長（田中通世さん） 具体的な内容としては、親子間のトラブルが結構御近所に聞こえちゃって、ちょっと御近所も心配されてというようなことで、夜間、常勤の職員が不在でも、管理人というか、管理業務を委託しておりますので、緊急な対応は全て、市も含めて、連絡が届くようになっております。事業団の職員が行って何とかなだめてというようなことで済む場合もありますし、また、ちょっと通報されてしまったというようなこともあったり、あとは体調不良のときなど、やはり救急車を呼ぶか、呼ばないかの判断というようなことになるようなケースもございまして、そういったときには、事業団の中でも、今日は誰が担当みたいな形で明確にしておりますので、管理業務の業者と事業団職員、あるいは内容によって市の職員というような形、連携を取りながら、その事案に合った形で、実際に市の職員も出動したときもございまして、そういった対応を個別にさせていただいているという実績がございました。

○委員（石井れいこさん） ありがとうございます。あと、10ページ目の2の(3)の、心理療法士による心理相談というふうに書かれていますが、この心理療法士さんの相談の評判とかって受けてたりは

[速報版]

しますかね。

○子育て支援課長（田中通世さん） 三鷹寮に入所できたから全てが自立に向かうかという、なかなかそうではなくて、やはりそこで落ち着くと、過去のいろいろな課題だとかが思い出されて、この心理は欠かせない状況です。非常勤ということで配置しておりますが、奇数月に月2回、偶数月に月3回御執務をお願いしております、比較のお母さん方のよりどころにもなっていますし、絶対に受けなきゃいけないというわけではないんですが、やはりそういった体制があるということで非常に心の安定につながっている。あるいは、今後の自分がどういうふうに向かっていくべきか、少し整理ができる。職員とはまた違う位置づけて、専門家のアドバイスを頂戴できるというようなところでは、大変重要な役割を担っていただいているし、そういうお声をいただいております。

○委員（石井れいこさん） ありがとうございます。あと、10ページ目の一番下のところの契約職員のところで、今後正職員体制を予定していますということで、この契約職員が変わるということですよ。変わる場合、人数は変わらず、合計6人になるのかどうかをちょっと伺えればと思います。

○子育て支援課長（田中通世さん） 6人という人数は変わりございません。昨年ちょっと御事情があって職員が御退職なさったようなところもあり、そこで、また有資格の職員が既に採用されています。ただ、事業団の規定等もございまして、例えば実績を、1年たってからとか、そういった事業団の人材育成の計画があるように聞いておりました、その方々が来年になると正職に移行するような、そういった形の処遇になっているというふうに聞いておりますので、来年はこの契約の方々が正職になるという、そういった収支も予定をしているという形で提出がでございます。

○委員（石井れいこさん） ありがとうございます。あと、隣のページの11ページの、御意見箱を設置されているということで、先ほど、すごくいい意見ということで、管理体制がしっかりしているとか、手厚い対応とか、安心感があるというお声がありましたけど、マイナス面、苦情などの点ではどのような意見があるか、伺ってもいいですか。

○子育て支援課長（田中通世さん） やはり母子生活支援施設は、公の施設ではございますが、様々な御事情で入所されているということになりますので、やっぱりルールというものが当たり前のようになっています。当初、それをよく御理解いただいた上で、やはり入所者同士の関係性だとか、そういったこともそうですし、家計管理に少し職員のほうでアドバイスをさせていただくような、様々なやはりケースがありますので、本来であれば、しっかりコミュニケーションを取ってということになるんですが、いきなり日常の生活始まりますのでね、慣れないうちはやはり少し管理的な感じがするというような、声かけがどうしても、いつも見られているような、逆に言えば安心ということもあるんですけども、そういったところは市も、母子の保護元として、三鷹寮には言えないことも市で聞いたり、その逆もございまして、そこはいい意味で、個人情報に配慮しながらも、支援に必要な情報を共有しながら、うまく進むような形で考えておりますが、たまにそういった御意見は頂戴することがあります。

○委員（石井れいこさん） 分かりました。ありがとうございます。あと、21ページの母親からの相談内容のやつなんですけど、このちょっと多い上の3個に関して、就労課題とか、子どもの養育課題、健康課題、主な例を、言える範囲でいいので、伺ってもいいですかね。

○子育て支援課長（田中通世さん） 御離婚間もないような形で、今まではお仕事されていなかったけれども、やはり、今後どうやって生活していったらいいだろうというような状況の母親が比較的多いです。あるいは、転職をした、何か資格を取りたいとか、そういったこともございます。ただやっぱり、

[速報版]

まず、一人一人違うんですけども、それに向かってサポートするだけで就労支援につながる方もいるし、まずは今、回復期だよというような方もいますので、就労の課題というのは人それぞれ違いますけれども、最終的に地域に出て母子で暮らしていけるように、それが完全に誰のサポートも受けなくてということではなくて、社会的ないろんな資源を上手に使っていただきながら、その中の1つに、もちろん就労というのは大切な基盤になりますので、それぞれですが、単純にハローワークに同行するとか、それだけじゃなくて、その方々の状況や資格の取得の意欲とか、そういったところを、これも市と連携になりますけれども、見極めながらというようなところでの内容が多いです。

子どもの養育の課題、この指定管理の5年の期間に、実はゼロ歳から19歳まで、年齢の、発達の状況が異なるお子さん方の入所が実際ありました。お母さんたちも戸惑うし、あるいは若年未婚の方とかも中にいらっしゃいますので、この辺りは一緒にやっぱり関わってあげないとというようなところもあって、お子さんの課題——お子さんもだんだん成長してまいりますので、自分の意思が出てくる。先ほど自立支援計画と言いましたが、お子さんには児童支援計画という、そういったものを、小さい子は無理ですけども、できるだけ子どもの意見を聞いてということもやっております。そこで、お母さんの思いとお子さんの思いが違うというようなことももちろん出てきますので、そういったところの間に入って母子の関係性を再調整するとか、そういったこともいろいろ含んでおります。

健康課題は、先ほども申し上げましたけれども、やはりちょっと医療依存度の高い、不安定になっているという状況の方が増えてきておりますので、少し気持ちをほぐしていただいた上で、いかに医療に御自身が前向きになってつながっていかれるか、そういったところが一番大きいかなというふうに思っています。

○委員長（大城美幸さん） そのほか、質疑ございますか。

○委員（太田みつこさん） よろしくお願ひします。平成18年から社会福祉事業団が母子三鷹寮のほうをされているということで、この長い期間の中で、やはり社会の背景でしたり、子育ての環境というのは大きく変化してきていると思うんですが、こちらの研修ですとか、BCPの対策でしたり、様々、ブラッシュアップしているなどというところは感じてはいるんですけども、特に職員の配置の部分で、先ほども少し出ていたんですが、施設長が正職員1人、こういった正職員を置きながら運営体制を行っている中で、どれくらい継続してスタッフの方が寮のほうにいられるのか、きめ細やかな対応が必要な中で、職員さんが随時替わってしまうと、その状況というのなかなかしっかり見ていけないのかなと思うんですが、その辺の状況というのは、事業団の職員配置の状況というのはどのように御認識されていますでしょうか。

○子育て支援課長（田中通世さん） 原則としては、指定管理なので、社会福祉事業団の中の人材育成計画ですとか、人材確保というようなところはもちろんやっていただいている。その中で、もちろん採用時の研修ですとか継続して、また、もう実践にこれ出るわけなので、OJTも欠かせませんし、あと東京都がやはり、同じ母子生活支援施設を対象とした様々な研修も開いております。そういったところ、全員が参加、一気にするわけにはいきませんので、やはり参加したものをフィードバックして、そういったことを日々日々繰り返しているところです。本来は事業団のほうの人事ということになりますけれども、先ほど申し上げましたが、三鷹市は母子保護をしているという切れない位置づけでございますし、県職の職員が今施設長で派遣されているというところもございまして、やっぱりカンファレンスにしても、月1回の連絡会議にしても、実際に職員が三鷹寮に出向いて、困り事も含めて——もちろん目的

[速報版]

は、この母子がというところになりますけれども、やはり初めてで戸惑っているという職員もいないわけではありませので、そこは三鷹市のほうでも一緒に考えるよというような現場の連携をしっかりと取るというところで、今、福祉人材の確保、どの分野も難しい状況ではございますけれども、何とか定着していただけるように、三鷹の市民である母子が、順調にといえますか、安心して自立していけるよというところを連携した体制で考えてやっているところでございます。

○委員（太田みつこさん） ありがとうございます。この三鷹市社会福祉事業団は多岐にわたっての事業があるかと思うんですけども、高齢者支援、保育園、そして、この母子生活支援施設三鷹寮というのは特にデリケートな部門になると思いますので、その辺の職員体制ですとか、きめ細やかな対応というところでしっかり見ていていただきたいなと思います。よろしく願いいたします。

以上です。

○委員（岩見大三さん） よろしく願いします。先ほど来のお話で、医療依存度の高い方が増えているということで、いろんな要因があると思うんですけど、例えばコロナ禍を経てそういうケースが増えてきたのかということの、こういう方の増えてきた要因ということと、あと医療機関との連携ということていうと、具体的にはどういう形での連携状況といえますかね、行っているかという、ちょっとその辺、確認させていただければと思います。

○子育て支援課長（田中通世さん） うちのほうの母子・父子自立支援員という相談員が、大体年間で約30件ぐらいでしょうか、の母子生活支援施設の御相談といえますか、全員が入所するわけではもちろんないんですけども、やはりコロナ禍においてはそこが、数字で言えば、一気に80件ぐらい御相談が増えたというところがあります。ただ、昨年（令和4年度）は50件台ぐらいで、いずれも、これが全員入るわけではもちろんないというところございますけれども、コロナによる、やっぱり在宅の時間が多かったり、ストレスのたまる中で、離婚も多少増えてきている傾向もありますので、やはりその辺りで入所に向けた御相談も増えたのかなというふうには考えております。ただ、入所者数を見ますと、なかなか、じゃあ、コロナだから爆発的にマックスになっているかといえば、そうではないというところがございますので、三鷹寮のみならず、母子・父子自立支援員なり、婦人相談員が、かなりの量の御相談を受ける中で、その御家庭のニーズに合った支援だったり、連携の支援施策だったり、そういったところを御案内するというような形で、コロナが一律入所が増えたというふうに、確実な、ちょっとそういったデータが出ているわけではないです。

あと、医療のほうですね。どんな医療もそうなんですけど、御自身が、それが必要だとか、そういうお気持ちになっていただかないと、周りが必要だと言っても、これは難しいというところがあります。先ほどの心理の方もそうですし、あと嘱託医がいらっしゃる。そういった嘱託医の健診、相談は必ず年2回、利用者の方、お受けいただくようになっていきます。そういった中や日々の実際の指導員たちとのやり取りの中で、ちょっとメンタル的なクリニック、ひとつよりどころとして行ってみようかねとか、そういうような形になるように、あまり焦らさずというような——実際に内科的な疾患があるとか、そういったところはもう待たないで、おつなぎしたり、嘱託の先生からつないていただいたりということもありますし、お子さんみんないらっしゃるんで、やっぱりあまり遠くのところということにはならないので、市内の小児科さんだったり、嘱託医さんだったり、そういったところをうまく利用して、御自身が受けたい、受ける必要があるというようなことに持っていくといえますか、必要があればおつなぎするという、そういう形を日々日々やっております。

[速報版]

○委員（岩見大三さん）　　そうですね。やっぱり、御本人がそういう、医療機関を受けようという気にならなければ、幾らこちらが要請しても難しいと思いますので、その辺の細かい部分もケアとしてはかなり、現場としては大変だったんだろうなというふうにも思います。

あと、やっぱりこれだけ相談件数が増えたということは、臨時的にこのマンパワーをやはり増やしたとか、そういう対応もされたんですかね。

○子育て支援課長（田中通世さん）　　母子生活支援施設は、国といいますか、法に基づく施設で、東京都の条例に基づきまして、この規模だったら何人の職員が必ずいなくてはならないと、そういう配置基準を持っております。ただ、その職員も、お休みを取ったり、いろいろしますので、そこは本部のほうから応援が入ったりとか、市のほうでフォローできる場所があったりというような形で、そこも含めて連携取っていますし、事業団としても、法に基づく施設であることは重々御理解いただいていますので、必要があれば、本部からの応援を入れたり、補強したりというようなことは柔軟にやっていただいていますし、これからもそれは欠かせないというふうに考えております。

○委員（岩見大三さん）　　分かりました。マンパワーの点では非常に大変な部分もあろうかと思えますけど、よろしくお願ひしたいと思います。

あと、すいません、ちょっと参考までに1つ、全然違う話なんですけど、3ページのところで、指定管理料の変動要因というところなんですけど、この中で、福祉サービス第三者評価委託料ということで、これ、東京都のあれだと思うんですが、参考まで、これ、委託料ってどのぐらいかかるものなんですか。

○子育て支援課長（田中通世さん）　　指定管理料の中に、3年に一度、その項目が増えたり、減ったりとかという形なんですけど、大体40万円から50万円ぐらいだと思います。東京都が、福祉サービスの第三者評価をすることの研修等を受けて、登録的な機構があるんですね。そこにちゃんと登録されている業者さんの中から事業団が選ぶというような形で、多少、3年に一度の経費の凸凹はありますけれども、そのくらいの費用だというふうには伺っております。

○委員（岩見大三さん）　　そうですね。基準がよく分からないんですけど、結構取るものなんですね。分かりました。

じゃあ、以上で質問を終わります。

○委員長（大城美幸さん）　　そのほかございますか。ないですか。

じゃあ、委員長交代いたします。

○副委員長（赤松大一さん）　　委員長交代します。

○委員（大城美幸さん）　　先ほど11ページの苦情のところ、御意見箱で、声かけをすることが管理的な感じがするというようなお話ありましたけど、9ページに施設の経年劣化のことが書いてあって、長期的な修繕計画について検討を重ねていく必要があると書いてありますが、15年以上たつての施設に対する苦情とか、そういうのは御意見はないのか、お伺いします。

○子育て支援課長（田中通世さん）　　とても日常清掃も行き届いておりますので、その辺りにつきましては、とてもきれいで、清潔だ。また、コロナ禍においても非常に職員さん頑張ってもらっていて、共用部分の消毒等やっているような姿も見いただけていますので、非常にそこについては、実際きれいなんです、まだ。ただ、配管にしても、消火設備にしても、そういったところの法定で決められているところは計画的に既にやっていますし、一昨年ですけれども、2か年をかけて皆さん方の居室のエアコン——やっぱりこれもう10年たつてくると、いつ何とき。エアコンなかったらちょっと、大変な今気

[速報版]

象状況なので、そこを全部入替えをして、なので、そういったところも、実際、こういったお声が出ているよとか、こういう不都合がある、日々日々市と連携取っていますので、指定管理の修繕の中でできることは速やかに対応してもらいますし、これはちょっと、ここから年次的に組んでいかないと多額になる、指定管理では無理というところであれば、市のほうのやはり公の建物ですので、工事が必要とか、そういったところも毎年必ず意見を交換しながら、計画的にというところ、やっております。

○委員（大城美幸さん） 分かりました。ありがとうございます。今、きれいだということもあったけど、クラスターが発生してないというのがすごいびっくりなんですけど、すごく徹底していたのかなというふうに感心しました。

で、最後なんですけど、19ページ、アフターケアで、退所後の支援って、三鷹市以外のところに退所した世帯にも支援をしているということで、すごいなと思っているんですけど、三鷹市以外に行っているのってどれくらいあるのかなって分かりますか。そんなに多くはないですか。ほとんど、退所するのは大体市内なんじゃないでしょうか。割合が分かればお願いします。

○子育て支援課長（田中通世さん） 割合までとなると、今お答えがちょっとできないです。やはり都営住宅に入居が決まるという、それは1つとても大きいんですね。都営住宅が決まったら、ほかの課題が解決していなくても出しちゃうかといえ、そうではもちろんないんですけども、比較的、計画を立てて、市内の都営住宅に転宅されていく、それをもって地域に出て、そこからがアフターフォローというようなことがほとんどです。あとは、やはり親戚というか、のいるようなエリアのほうに、今後お子さんが学校に上がるというタイミングでお引っ越しをされるというようなケースもございますが、大半が市内。まさに、市内に戻って地域で安心して暮らしていただけるということを目指していますので。あと近隣ですね、やはり。府中ですか。そうしたときには、アフターケアの一環で、お子さん方が夏休み、行事とかがあったら、ぜひ来てくださいとか、母子で参加して下さるようなケースもまだ続いていますし、夏休み、ちょっと行き場がないななんていうときは、自習、勉強室みたいなものもやってくれたりするので、懐かしい顔が見えるとか、そういったことも柔軟に受け入れをしてくれています。ただ、やはり施設の特殊性がありますので、セキュリティー的なところ、そういったところはしっかりやっていますけれども、そういったところもやりながら、アフターケアというのにも力を入れてくれているというところなんです。

○委員（大城美幸さん） ありがとうございます。すごく何か、そこまで丁寧に、都営とか、市内近隣に引っ越されても、電話とかで相談ができる、孤立させないということがすごく大事ななと思っていて、そういうふうに対応されているのはいいなと思いました。ありがとうございます。

○副委員長（赤松大一さん） 委員長交代します。

○委員長（大城美幸さん） では、そのほか、質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、以上で本件に対する質疑を一旦終了いたします。

○委員長（大城美幸さん） 休憩いたします。

○委員長（大城美幸さん） 委員会を再開いたします。

○委員長（大城美幸さん） 議案第86号 三鷹市一小学童保育所A等の指定管理者の指定について、議案第87号 三鷹市二小学童保育所A等の指定管理者の指定について、以上2件は関連がございますので一括議題といたします。

[速報版]

以上2件に対する市側の説明内容を求めます。

○子ども政策部長（秋山慎一さん）　引き続き御審議をいただきます議案第86号及び第87号は、いずれも、令和6年3月31日をもって指定期間が終了する市立の学童保育所につきまして、令和6年4月1日以降の指定管理者を指定するものでございます。指定管理者候補者の選定につきましては、三鷹市指定管理者の導入・運用の方針に基づきまして、議案第86号につきましては、公募による選考を経まして株式会社日本保育サービスを、議案第87号につきましては、非公募により社会福祉法人三鷹市社会福祉協議会を、それぞれ指定管理者候補者とすることとしたものでございます。なお、いずれの施設におきましても、令和11年3月31日までの5年間を指定期間としてございます。

では、詳細につきまして、児童青少年課長から御説明いたします。

○児童青少年課長（梶田秀和さん）　よろしくお願いいいたします。議案第86号　三鷹市一小学童保育所A等の指定管理者の指定について御説明いたします。

審査参考資料の25ページをお開きください。今部長より説明ありましたが、令和6年3月31日で指定期間が満了する三鷹市一小学童保育所A等につきまして、公募により選定を行った結果、株式会社日本保育サービスを指定管理者候補者とするものでございます。1の施設名ですが、記載の一小と北野小の4つの学童保育所が対象となります。2の指定期間ですが、三鷹市指定管理者導入・運用の基本方針に基づき、市内で学童保育所の運営実績もある事業者であることから、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間としております。3の選定方法につきましては、8月の本委員会でも御報告いたしましたとおり、プロポーザル方式による公募を実施いたしました。4の指定管理者ですが、公募による選定の結果、株式会社日本保育サービスを指定したいと考えております。5の指定理由ですが、公募に対しまして3社の応募がございました。プロポーザルによる審査の結果、当該事業者が最高評価となったところです。提案内容として、「なりたい自分になる力を育む」を基本理念とし、児童一人一人がありのままの自分でいられる居場所づくりに努めるなどとしております。こうしたことから、充実した運営が期待できると評価しているところです。事業実施計画につきましても、市の学童保育ガイドラインの内容を十分に理解し、児童に適切な遊びと生活の場を提供し、保護者の子育てを支援するための安定した管理・運営を行う計画となっており、また、財務の面につきましても、専門機関から経営状況は安定しているとの評価を得ているところです。以上のことから、当該施設の指定管理者としてふさわしいと判断しております。

次に、27ページ、指定管理者候補者審議結果（一覧）、横のものですが、御覧ください。市の指定管理者候補者選定・評価委員会の分科会の審議結果であります指定管理者候補者につきまして、株式会社日本保育サービスとするという判断につきまして、指定管理者候補者選定・評価委員会としても、一番右のところの欄でございますが、分科会における判断に同意するとなっております。分科会の審議結果の欄につきましては、先ほどの概要のところ御説明したものと同様ですので、省略いたします。

次に、29ページ、指定管理者候補者審議結果（施設別）を御覧ください。表の中の1、事業実施計画ですが、31ページから65ページに事業者から提出された事業実施計画を添付してございますが、その適合性等を評価したものでございます。連雀学園内での学童やむらさき子どもひろばの運営実績などを踏まえた、安全管理の重視、利用者ニーズに応える質の高いサービス提供、地域密着の取組を目指した計画となっております。職員の育成につきましても、全国の施設での事例や知識の共有、様々な研修を受講できる環境を整えるなど、充実した職員の育成環境づくりを目指した計画となっております。本

[速報版]

市の課題でもあります待機児童対策や障がいのある児童の育成等、多様なニーズにも、市の方針に沿った柔軟な対応が期待できると考えております。2の収支計画でございます。収支計画自体は67ページに添付をしているところでございます。北野小学童保育所の分室も含めると、全部で5つの施設運営となるところですが、適切な職員の配置や限られた予算の中での工夫や企業努力による運営、コスト意識を持った施設管理により、質の高い、効率的で安定的な運営が期待できると考えております。続きまして、3の経営状況です。公募に当たりましては、専門機関に経営状況の分析を依頼してございますが、その結果、東証プライム市場の上場企業である株式会社JPホールディングスの子会社であることも含め、財務については安全性は高いとの評価を得ており、長期的な経営戦略の下、安定的な運営が可能と判断しております。4の審議結果につきましては、こちら先ほどの25ページの概要と同じでございますので、省略いたします。

次に、69ページから84ページまで、こちらに団体の概要が添付してございます。三鷹市での運営が今回初めての事業者ではございませんので、詳細な説明は省略いたしますが、69ページのところに記載されておりますとおり、株式会社日本保育サービスは、平成16年に設立され、首都圏を中心に、保育所209か所、学童クラブ・放課後子供教室86か所、児童館11か所の運営を行っているところでございます。三鷹市では、連雀学園の学童保育所7か所、また、むらさき子どもひろばですとか、地域子どもクラブの運営も行っているところでございます。

続きまして、85ページをお開きください。こちらが指定管理者候補者プロポーザルの審査要領となります。

まず、2の審査手順の(1)でございますが、資格審査及び一次審査になります。応募資格が適正であるか、見積金額が見積条件を満たしているかなどについて、書類審査を実施したところです。応募の3社全て、一次審査は合格となったところでございます。

2の(2)の二次審査におきましては、企画提案資料に対する専門家の経営状況評価、またプレゼンテーションによる審査、運営施設の現地調査などを行い、評価を行いました。

そして、(3)の総合判定に記載のとおり、経営状況点、提案内容点、見積金額点、現地調査点の4項目の合計点により候補者を決定したところでございます。

3が評価項目の配点を記載してございますが、提案内容点を最も重視した配点とし、合計1,000点としているところでございます。

4の評価方法は、それぞれの評価点の評価方法について記載しております。

(1)の経営状況点でございますが、専門家の協力の下、A、極めて優れているを最高点200点とし、D以下は失格などとしているところでございます。

(2)が提案内容点になります。86ページ以降に細かい表がついてございますが、大きな項目としては、1、団体の運営方針等について、2、学童保育所の事業展開の計画等について、3、学童保育所の職員配置等について、4、個人情報保護に係る方針について、5、緊急事態への対応について、6、業務の引継ぎについて、7、その他となっております。それぞれの細目などについて、AからEの評価を行っているところでございます。この中では、配点については、2の学童保育所事業展開の計画等についてが280点と、一番高い配点となっているところです。

続きまして、87ページの(3)の見積金額点でございますが、各事業者からの提示額のうち最低価格を各事業者の提示額で割った割合に対して100点を掛けて見積金額点を算出しております。

[速報版]

(4)の現地調査点でございますが、施設の実際の運営状況を現地で確認し、A、極めて優れているを60点とし、最後、E、極めて劣るは零点といった形で評価をしております。

以上の評価を行った結果、株式会社日本保育サービスが最高評価となったところでございます。プロポーザルで他社より優れていた点としましては、主なものとしては、提案内容点、こちらで大きく差がついたかなと思っておりますが、例えば、2の(2)、利用者・保護者、近隣地域のニーズの把握ですとか、(3)、地域住民及び他の施設・団体との連携方法、(4)、ウの保護者・父母会との連携、オの地域子どもクラブとの連携、(5)、障がいのある児童、医療的ケア児に対する育成の考え方、この辺が高い得点となっております。

指定管理者の指定に直接関係する資料の説明は以上となりますが、今回指定を行う一小学童保育所、北野小学童保育所に関しまして、今議会に補正予算の議案を提出してございますので、その内容について、参考資料をつけてございますので、本委員会に御説明いたします。

89ページをお開きください。待機児童ゼロの継続に向けた学童保育所の受入れ拡充についてでございます。令和5年4月におきましては、国の定める基準における待機児童はゼロとなっておりますが、学童保育所の利用ニーズは引き続き高い状況が続いております。こうしたことから、入所申込みの増加が見込まれる地区につきまして、小学校の教室の活用などにより、受入定員を拡充し、対応してまいります。1の(1)でございますが、一小学童保育所につきましては、下校時間の早い1年生の教室を、学童保育所の出席者が多い場合などに放課後の機能転換により利用することで、受入児童数を拡充いたします。次に、(2)として、北野小学童保育所でございますが、令和4年度に整備した学童保育所分室などにまだスペースに余裕があることから、受入児童数を拡充します。2の運営につきましては、引き続き指定管理者制度により運営を行います。3の拡充開始時期は、令和6年4月1日としております。

議案第86号に関しましての説明は以上となります。

引き続きまして、議案第87号 三鷹市二小学童保育所A等の指定管理者の指定について御説明いたします。

資料は91ページからになります。こちらが概要でございますが、1、まず施設名ですが、三鷹市二小学童保育所A等になります。具体的には、ここに記載してございます、二小や三小、五小などをはじめとする、全部で22の学童保育所となります。指定期間は、再指定になりますので、令和6年4月1日から令和11年3月31日の5年間としております。3の選定方法、4の指定管理者でございますが、非公募により、社会福祉法人三鷹市社会福祉協議会を指定したいと考えております。5の指定理由ですが、市の学童保育所ガイドラインを理解し、児童に適切な遊びと生活の場を提供し、保護者の子育てを支援する内容となっております。利用者の満足度も高く、非常時の対応も迅速かつ適切、また、人材確保にやや課題も見られますが、地域団体との密接な連携による充実した運営を今後も期待できると考えております。経営状況も安定していることから、引き続き指定管理者として運営に当たることが妥当と判断しているところです。

続きまして、93ページをお開きください。こちらは市の指定管理者候補者選定・評価委員会で用いた、指定期間における指定管理者評価シートの資料になります。この評価シートは、令和5年度まで社会福祉協議会さんで運営している、全部で26の学童保育所が対象となっているところです。また、指定期間の開始時期の違いで、93ページがうちの23施設について、95ページが残り3施設についてと、同じシートでございますが、2つに分かれているということになっております。

[速報版]

まず、93ページの23施設のほうを御説明いたします。上段の真ん中辺り、子ども政策部内に設置しております分科会での総合評価は、A、適正となっており、その右のところ、選定・評価委員会の評価におきましても、分科会の判断に同意するという結果となっております。

中段の表、共通項目でございますが、1、基本事項、2、施設の維持管理、いずれもA評価となっております。3、運営及びサービスの質の向上は、より柔軟な対応が必要として、Bとなっておりますが、基本的に適切・丁寧・迅速な対応を行っているという評価をしています。そして、共通項目の総合評価はAマイナスとしております。

下段の数値項目でございますが、利用者数ですが、学童保育所22施設の年間の延べ利用者数となりますけれども、令和2年度に、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、登所の自粛などによる減がございましたが、令和3年度以降、学童保育所の新設などもあり、利用者が伸びている状況でございます。学童保育所の利用ニーズに据えていると考えております。利用者満足度につきましても高い数値を維持しております、特に近年は98%から99%台と、非常に高い数字となっているところです。指定管理料につきましては、令和3年度以降、学童保育所の増設ですとか、新型コロナウイルス感染症対策の経費等により増加してきておりますが、待機児童対策や感染症対策に取り組んだ結果の数値と考えております。数値項目の評価としてもAとしているところです。

94ページをお開きください。参考として、使用料収入、育成料の収入状況の表になります。利用者数の増加に伴い、令和4年度においても875万5,000円の増となっているところです。

次に、全体評価です。実績・成果では、5年間の安定した上、利用者満足度も高いこと、学童保育所間だけではなく、地域、学校との良好な関係を築きながら、安定した運営を行っております。また、指定期間中に、ここに記載しております7つの学童保育所の開設を行いました。適切に運営し、待機児童対策に大きく寄与してきたところです。課題と対応状況ですが、こうした施設の増加、また、近年、地域子どもクラブの事業にも取り組んでおることから、必要な職員数が増加し、人員の確保に少し課題が生じておりますが、例えばブロック長等を柔軟に配置することなどにより、運営に支障が出るようなことはないような対応を行っております。総合評価ですが、市の施策も理解した上で、児童の安全を第一に健全育成に取り組んでおり、高く評価しております。新規開設の学童保育所も、市、学校と細かに調整を図り、安定的な運営を行い、待機児童対策への貢献も多大であります。さらに、新型コロナウイルス感染症など、また令和4年度より井口小における地域子どもクラブとの連携など、大いに評価しているところで、A評価としております。

その下のところ、指定管理者候補者選定方法審議結果でございます。こうした全体的な評価を踏まえて、非公募により指定管理者を継続することが適切と判断しているところです。しかしながら、8月の本委員会でも御報告したとおり、指定管理者制度導入以降、これまで公募を実施していない箇所については順次公募も行ってきていることから、今回は一小学童保育所と北野小学童保育所については公募を行うこととし、（一部公募）という形にしております。

続きまして、95ページです。こちらは同じく社会福祉協議会で指定管理を行っている3施設、具体的には三小のC、D、高山Dに関するシートです。指定期間の開始期間が令和3年3月1日からとなっており、先ほどのシートは平成31年4月1日からございましたので、別シートとなっておりますが、評価内容はおおむね同様となっておりますので、詳細な説明は省略いたします。

このシートの学童保育所の特徴としましては、96ページの全体評価、実績・成果に記載してござい

[速報版]

ますが、三小のC、Dなど、学校から少し離れた学童保育所が中心となっております。そういった中、学校との連携を図りつつ、登所・降所時の交通安全指導等を適切に行うなど、学校から離れた場所でも安定的な運営を行っているところです。

その下の指定管理者候補者選定方法審議結果ですが、こうした全体的な評価を踏まえ、非公募により指定管理者を継続することが適切と判断しております。

続きまして、97ページをお開きください。こちらは指定管理者候補者審議結果の一覧となっております。一番右の欄、選定委員会におきましても、分科会の判断に同意となっております。

続きまして、99ページをお開きください。指定管理者候補者審議結果（施設別）になります。こちらは、公募を行うこととなった学童保育所を除く、全22施設の内容となっております。1の事業実施計画ですが、こちら101ページから111ページで事業者から提出された事業実施計画書を添付しており、その適合性を評価したものでございます。99ページに記載のとおり、長きにわたる学童保育所運営の実績によるノウハウを有し、強みである地域連携を重視し、児童の健全育成、保護者支援を総合的に行い、利用者ニーズを踏まえた高い水準のサービス提供を目的とした計画となっております。感染症や事故・けが、災害等への対応もしっかり考慮されています。また、近年、地域子どもクラブの運営にも取り組んでおり、学童保育所との連携も期待できると考えております。引き続き安定した施設運営が十分期待できる計画となっております。2の収支計画でございますが、こちらは113ページに表が付けてございますが、これまでの実績を踏まえた、コスト意識を持った収支計画となっております。99ページにも記載してございますが、週の所定労働時間数を35時間から38.75時間とすることで給与の増を図る。その結果、人材確保にもつなげたいというような内容になっており、今後の安定的な運営を期待できるものとなっております。3の経営状況ですが、財務状況、法令遵守、いずれも良好であり、社会福祉協議会の活動計画に基づく計画的な運営が展開されており、長期的に安定した運営が十分可能であると判断しています。4の審議結果でございます。こちら初めに御説明しました91ページの概要と同じですので、省略いたします。

このほか、115ページから123ページに、事業者から提出された三鷹市一小学童保育所A等の令和4年度の事業報告書（抜粋）が付けてございます。各種行事や、学校や地域との連携、児童の安全管理、課題への対応など、多様な取組が展開されているところでございます。

私からの説明は以上となります。

○委員長（大城美幸さん） 市側の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑のある方。

○委員（石井れいこさん） よろしくお願ひします。まず、一小学童保育所、日本保育サービスのほうなんですけど、順番に公募されるということ。もう一度、なぜ公募したのか、伺ってもいいですか。

○児童青少年課長（梶田秀和さん） 指定管理制度につきましては、原則は公募という状況でございます。その中で、学童保育所につきましては、保護者の方の安心ですとか、また地域や学校の連携などを考えますと、あまり頻繁に事業者を替えることもよろしくないというふうに考えております。したがって、安定的な運営、また利用者満足が高い場合は、これまでも非公募としているところでございます。しかしながら、これまで指定管理制度導入以降、一度も公募を行っていないところは、5年ごとに順次、これまでも公募をかけているところでございます。公募をかけることで、業者選定の透明性や公平性も確保されますし、さらなるサービスの向上にもつながると考えておりますので、今回は、検討

[速報版]

した結果、東三鷹学園の一小と北野小を公募するとしたところでございます。

○委員（石井れいこさん） 人に関わることというのは、自治体が責任を持って、なるべく一番近いところ、あまり民間に切り売りしないようにしたいというのが私の思いなんですけど、とすると、ぼろぼろやると切り売りになっちゃうのかなと思ってまして、全部一遍に公募という検討はなされないんでしょうか。

○児童青少年課長（梶田秀和さん） 社会福祉協議会さんは、三鷹市の中でも非常に多くの学童保育所を運営していただいております。全部一気に公募ということで、もし事業者が替わったりしたときには非常に影響も大きく、社会福祉協議会さんの運営にも大きいのかなと考えているところです。こうしたことから、これまでも、1学園を1つの規模として行うのが適正だろうと考えているところです。

○委員（石井れいこさん） 分かりました。前回も言ったかもしれないんですけど、競争させてしまうことで、結果的に、審査に通りたいという、社協さんが通りたいがためにというので社員の処遇改善がなされなかったりとか、そういうふうは無理をしちゃうんじゃないかなという懸念があるんですけど、そこら辺はどうですかね。

○児童青少年課長（梶田秀和さん） プロポーザルということになりますと、当然、提案内容を競ったりとか、そういう部分ございますので、一定の競争というのはどうしても生じるかなと思っております。ただ、プロポーザルにおいても、職員の処遇のことですとか、育成環境、そういったことも私ども評価の対象としておりますので、一概に処遇が悪くなるというようなことではないのかなと考えているところです。

○委員（石井れいこさん） ありがとうございます。3社からの応募があったということで、もちろん、もしかしたら言えないと思うんですけど、ここに社協さんは入っていたんですか。

○児童青少年課長（梶田秀和さん） 今回、社会福祉協議会さんからの応募はございませんでした。

○委員（石井れいこさん） 分かりました。社協さんが手を挙げられないようなぐらい今大変なのかなと思っております。

一応、ちょっと次行きますね。32ページ。32ページに、日本保育の管理を行うに当たっての基本方針というやつなんですけど、自己肯定感を高める取組というところが書いてあります。一番下から2個目のところ。検定やコンテストなどを多く取り入れてみんなが表彰される機会を得られるよう運営に取り組んでいますというふうに書いてあるんですけど、これって自己肯定感を高めることでしょうか。

○児童青少年課長（梶田秀和さん） こちらは日本保育サービスさんのほうで自己肯定感を高める取組として挙げているところでございますが、こういったコンテスト、検定などで優秀な結果が得られたときに肯定感を得られる、そういった内容の考えではないかと思っていますところです。

○委員（石井れいこさん） 私が勉強してきた自己肯定感とはちょっと違ってまして、自己肯定感というのは、結果を褒めるんでなくて、過程を褒めるということで、これを結果を褒めるようなやり方をすると、じゃあ、結果が伴わなかったら、自分は駄目なんだというふうに自己肯定感が下がってしまうことがあるので、結果を褒めるようなものをやってはいけないというふうになっているので、これは違うと思うんですけど、どうでしょうか。

○子ども政策部調整担当部長（清水利昭さん） 今御指摘のように、必ずしも結果のみでなくて、どこまで自分の得意な力を生かして、過程の中で、どんないいアクション、行動が取れたかというようなところでは、イベントですとか、行事のときの、本当にその子がやりたいものを生き生きと中心になっ

[速報版]

て、みんなをまとめて動かしてくれたものなんかについては、やっぱりそれも、今回誰々さんの活躍でとってもいいイベントになりましたという、そんな評価もきちんとしているところです。

○委員（石井れいこさん）　ありがとうございます。あまり褒める褒めるというふうにやると、ちょっとそういうね、じゃあ、褒められない自分はというのが出てきちゃうと、ちょっと怖いなと思いました。

あとは、93ページなんですけど、やっぱりここの人材確保の点で、あれなんですよね。時間も変えてやるということで、人材確保、もうちょっと働く人たちにお金が行くようにという対策を、魅力あるような方法にできないのか、ちょっと伺います。

○児童青少年課長（梶田秀和さん）　社会福祉協議会さんとはいろんなところでお話をしたり、協議をしております。その中でちょっと、このところ、人材確保、なかなか厳しい面もあるという話を聞いているところです。三鷹市の同じ、先ほども言いましたが、多くの学童保育所を運営しておりますので、社会福祉協議会さんの人材確保の問題というのは本当に私たち大きな問題だと捉えているところです。その中で、今回、社会福祉協議会さんの御提案ということで、勤務の時間を延ばすことで給与全体を増額させることが人材確保の1つにつながるのではないかなという御相談もいただいているところです。対応については、次年度の予算の中で私ども検討していきたいと思っておりますが、いろいろなことも、これ以外の手法も踏まえて、社会福祉協議会さんとは協議をしていきたいと思っております。

○委員（石井れいこさん）　ありがとうございます。どうやら人が足りていないようで、外に遊びに行くことも、連れていってもらえないという声も聞いていたり、お部屋の中だけでずっと遊んで、ちょっとつらいという声も聞いているので、なるべくちょっと、人を増やしてあげられるように、外に連れていってあげられるようにしてほしいなと思います。

以上です。

○委員長（大城美幸さん）　質疑の途中ですが、休憩をしたいと思います。1時再開でお願いします。

○委員長（大城美幸さん）　委員会を再開いたします。

○委員長（大城美幸さん）　質疑を続けます。質疑のある方。

○委員（蛭澤征剛さん）　よろしくお願いたします。1つだけなんですけど、この日本保育サービスさん、今回初めて公募で選定されたということで、そこの67ページの収支計画書です。67ページですね。ここの指定管理料がずっと令和6年度から額が変わってなくて、いろいろ収支報告書、計画書ですか、見させていただいて、大体、給与の昇給とかだったり、物価高騰とか、何かそういう備考がついて、指定管理料が若干上がっていく傾向にあるんですけども、これ、5年間変わらないんですけども、これ大丈夫なんでしょうかということで、ちょっと素朴に疑問なもので、よろしくお願いたします。

○児童青少年課長（梶田秀和さん）　私ども最初拝見したとき、ちょっと一律だなというふうには思ったところなんですけど、今回の募集要項の上限額が各年度1億2,000万円というのがございました。ちょっとそこに合わせたのかなというところがあるんですけども、給与とかの人件費については、ちょっと御覧いただいたように、少しずつベースアップをさせたりしてまして、管理費の中で、やっぱりこれは光熱水費とか、いろいろの経費でやっぱり上がっていく部分もあるんですけども、本部管理費のようところで少し縮減を図るなどして、少し下がっているようになっているんですけども、全体として、結果として上限額になっているというふう考えているところです。

○委員（蛭澤征剛さん）　ありがとうございます。そういう説明があったということでよろしいです

[速報版]

か。

○児童青少年課長（梶田秀和さん）　そこについては、金額が一定なんですけど、大丈夫ですかというところは、少しちょっと確認はしているところです。

○委員（蛭澤征剛さん）　ありがとうございます。ほかにも実績のあるところだというふうに向っているんで、この計画はどうなのかなとちょっと疑問に思ったので、学童さんもほかにも経営されていらっしゃるということなので、であるならば、もうちょっと詳細な計画が出てしかるべきなのかなとちょっと思った次第であります。これは意見です。

以上です。

○委員長（大城美幸さん）　そのほか。

○委員（太田みつこさん）　よろしく申し上げます。今回の議案86号、87号ともに関連する、社会福祉協議会の指定に関してなんですけども、市のほうも把握しているとは思いますが、社会福祉協議会の管理する学童において、今年の7月から11月にあった子ども同士のトラブルですが、社協のほうから市のほうにきちっと報告がされていなかったという事案があったと思うんですけども、この問題について、まずどのようにお考えかというのを伺いたしたいと思います。

○児童青少年課長（梶田秀和さん）　ちょっと7月頃に最初問題があって、そのとき報告がなかったわけではないんですけど、問題なく終わったというような話は少し聞いていたところなんです。ただ、そこがしっかり解決されていなかったのかなということで、その後ちょっとまた別の問題につながったというふうに認識しているところです。ですので、最初の7月のところの処理のところ少し問題があったのかなというふうに思っているところです。

○委員（太田みつこさん）　把握されていたということなんですけども、本当に、社協さんがどういう形で市に報告したのか、その後の対応というの、ちょっとその辺の社協と市との連携のところはすぐ気になる点で、今回の指定管理者にもつながると思ったので伺いたんですけども、この事例を受けて、その後の対応として、社協さんに例えば対応マニュアルの確認ですとか、指導などはどのようにされたか、伺いしてもよろしいですか。

○児童青少年課長（梶田秀和さん）　社会福祉協議会さんでは、学童保育所の運営マニュアルというのを作成しております、それに基づいて職員間で徹底して対応を行っているというふうに私どもも確認していたところですが、今回、こういった事案もございましたので、そのマニュアル、最新のものを私ども取り寄せさせていただいて、やはりその中には当然、三鷹市への連絡、報告というのはちゃんと規定されてございますので、マニュアルを改めてもう一回徹底していただければなという話はしているところでございます。

○委員（太田みつこさん）　では、社協のほうから報告書等は出ているということですか。

○児童青少年課長（梶田秀和さん）　今回の件につきましては、その顛末、報告というのをいただいております。

○委員（太田みつこさん）　分かりました。ありがとうございます。今回、子ども同士のトラブルということで、なかなか、そこをどういうふうに判断するかという点は難しかったとは思いますが、やはり社協さん、様々な学童を運営されている中で、本当に学童の保育士さんの皆さんが日頃から勉強されていたり、交流されていたりというのもとても知っていて、社協さんの学童自体に大きな何かあるということではないと思うんですけども、やはり今回の件については、初動の対応が少し悪かったなと

[速報版]

思われますし、深く受け止めていただいて、社協さんへの徹底、対応というのをしっかりしていただきたいなと思います。

また、社協さん、本当に三鷹市の事業というのをたくさんされている中で、先ほども人材確保の部分に課題があるとおっしゃっていたんですけども、ほかの学童においても少し人材が足りていないところで、手薄になっているのではないかとと思われるところもあるので、その辺も改めてしっかりと徹底をしていていただきたいなと思っております。

あと、改めて学童保育のガイドラインというものを見させていただいたんですけども、ここに、三鷹市、指定管理者、学童保育が連携、協力し望ましい方向性を目指すものであるとは書いてあるんですが、具体的に市と指定管理者の連携については書いていなかったんですけど、その辺はどういうふうに認識されていますでしょうか。

○児童青少年課長（梶田秀和さん） 指定管理者と市の連携は、これは図らないと安全な学童運営にできませんので、具体的には、指定管理者の連絡会というのを年に何度か開いて、全指定管理者に集まっていたいただいて、私どもも入って、情報共有ですとか、今言った事例の研究ですとか、そういう機会を設けているところです。

○委員（太田みつこさん） それぞれの指定管理者のほうのマニュアルですとか、そういったものには、三鷹市との連携というところはしっかり書いてあるということで認識間違っていないでしょうか。

○児童青少年課長（梶田秀和さん） 指定管理者、今3者おられますが、いずれも三鷹市との連携、報告というのはしっかり位置づけてあるというふうに認識しているところです。

○委員（太田みつこさん） 今回の三鷹市一小学童保育A等の指定管理者の指定についてというところの記載にも、市の学童保育ガイドラインの内容をよく理解した上でというふうに記載があるので、もしかしたらこのガイドラインについても、市との連携について、例えば苦情等の対応ですとか、それぞれの項目にあるんですけども、一言もそういったことがないので、記載を検討していただいてもいいのではないかなと思いましたが、いかがでしょう。

○児童青少年課長（梶田秀和さん） ガイドラインについては、ちょっと古いということもあって、今、見直しの作業も随時進めているところです。そこの今おっしゃられた部分を含めて、見直しの中ではしっかり検討していきたいと思っております。

○委員（太田みつこさん） 平成25年3月につくられたガイドラインだと思いますので、ぜひ改定含めて御検討いただけたらと思います。

また、今回、社会福祉法人が指定になる二小の学童保育の指定についてというところにも、指定理由の中に、非常時等の対応も迅速、適切で、人材確保に課題はあるものというふうに書いてあるんですけども、今回の事例で考えると、非常時の対応については迅速であったかどうかというのはちょっと、このとおりではないのかなと思いますので、今後その辺はしっかりと対応していただけるという前提の下、進めていただけたらいいかなと思っております。

あと、三鷹市内の学童については、これまでも何度か質問させていただいているんですけど、民間の企業さんがあったり、社会福祉法人さんがあったりということで、やはりいろいろな学童の形というのを取り入れられると思うんですけども、やはり実際学童に行くと、株式会社さんの今回の保育サービスさんなんかはマニュアルがかなりすごく徹底しているように見受けられていまして、保育に関しては皆さん保育士さんがしっかりとされていると思うんですけども、やはりこの辺の民間さんの得意な部分で

[速報版]

すとか、より社会協議会の長年の経験値の得意なところとかという情報の共有というところをまた改めてしていくことで、より一層高いサービスとなるかと思うんですが、この辺の情報の共有というのはどのようにされていますでしょうか。

○児童青少年課長（梶田秀和さん） まさに複数の事業者さんが入るということは、そういうそれぞれの強みみたいのを共有しながら、全体の学童保育所の質を高めていくことにつなげたいというふうに思っております。さっきも少し申し上げましたが、学童保育所の事業者さん、3者集まっていたいただいた連絡会というのでも開催してございますので、そういった中で情報共有、それぞれのいい点を紹介してもらおうような取組を進めていきたいと思っております。

○委員（太田みつこさん） 本当に社会福祉協議会さんは、ブロックに分けて、主査職の職員さんがかなり丁寧に回られている印象もありますし、また、保育サービスさんは、企業さんとしての様々な、いろんな視点からの展開ができると思いますので、この連携というのは三鷹市の学童保育の底上げになると思いますので、ぜひ力を入れてやっていただけたらなと思っております。

あと、今回の二小学童の事業計画書のほうにはやはり、先ほどの話に戻ってしまうんですけども、危機管理、利用者のトラブルのところ、具体的にあまりそういった市との連携ですとか、対応マニュアル、利用者から何か言われたらこうしますよということは書いてあるんですけども、その辺の具体的なことがあまり記載されていないかなと思いますので、その辺も少し指導していただいて、緊急時の対応についてというところで、110ページなんですけども、防犯及び防災の対応とその他緊急時の対応というところで、職員のマニュアルの徹底というところはあるんですけども、この辺もしっかり見ていただいて、そういった子ども同士のトラブルというのはどこでもあることだと思いますし、すごく複雑になっていて、難しい対応が必要となると思いますので、特にその辺をしっかり見ていただきたいなと思っておりますが、この辺はどのように確認をしていきますでしょうか。

○児童青少年課長（梶田秀和さん） 学童保育所運営マニュアルは私どもも見させていただいて、その中に、苦情対応ですとか、個別のそういった事案に対する対応をどうすべきかということも書かれています。社会福祉協議会さんは、長いキャリア、ノウハウをお持ちですので、今回ちょっと一部徹底されていないところがあったのかなというふうに思っておりますので、引き続きそこは続けていきたいと思っておりますし、また、指定管理者全体の底上げということで、指定管理者さんを集めた研修会、そういったものを次年度以降ちょっと考えたいなと思っております。そういったところでさらに質を高めていきたいと思っております。

○委員（太田みつこさん） ぜひよろしくをお願いします。すみません。

最後になんですけども、すみません、戻ってしまうんですが、さきの子ども同士のトラブルについては、その後のフォロー、保護者に対してのフォローなどはしていますでしょうか。

○児童青少年課長（梶田秀和さん） 当然、その後、本当に問題なく、納得いった形で進んでいるかというのは、事業者さんもそうですし、私どもも一番気にしているところですので、そこは今後も見たいと思っております。

○委員（太田みつこさん） ありがとうございます。本当に、すぐに対応していただいて、私も保護者の方から、三鷹市がすぐ対応してくれたから、ありがとうございますというようなお話はいただいたんですけども、今後またそういったことがないように、しっかりと引き続き管理のほう、よろしく願いいたします。

[速報版]

以上です。

○委員長（大城美幸さん） そのほか。

○委員（岩見大三さん） じゃあ、すみません。まず、一小学童のほうで、今回、プロポーザルということで、3社競合で、日本保育サービスということになったわけでありまして、先ほどちょっといろいろな点数の説明もいただいて、率直に思いましたのは、かなり、ほかの2社と比べて相当開きがある感じの結果だったかどうか、ちょっとすみません、それ教えていただけますか。

○児童青少年課長（梶田秀和さん） 今回、得点については資料としてはお出ししていないところですが、先ほどの審査要領の説明のところで、1,000点満点で点数をつけたと申し上げましたが、日本保育サービスさんについては675.8点ということでございました。そのほかの2社については626.1点と624点ということだったので、50点ほど保育サービスさんが上回ったという結果になったところでございます。

○委員（岩見大三さん） じゃあ、そんなに、思ったほど開きはないという感じですかね、そしたら、分かりました。

保育サービスさんも、最初三鷹の学童の指定管理になってから10年ぐらいですか、という経過があると思いますし、市としても、年々そういう御経験がやっぱり業者としても増えると思うんで、だんだん信頼度みたいのは上がってきた経過かなとも思うんですが、率直に言って、業者としてどのような、市としては印象を持たれているか、ちょっとその辺、忌憚のないところでちょっとお聞かせ願えれば。

○児童青少年課長（梶田秀和さん） いわゆる三鷹市では連雀学園のところを見ていただいておりますが、近年、保護者の方のニーズは非常に多様化しているというふうに受け止めているところです。障がいのある児童にかかわらず、いわゆる配慮を要する児童というのも非常に増えております。そういったところに対しては、非常に保育サービス様、丁寧に対応しているなという印象がございまして、また、保護者への対応というのも非常に丁寧に行っていると、そういう印象がございまして。

○委員（岩見大三さん） 分かりました。いろいろ課題はあるかと思っておりますけど、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

あともう一つ、93ページのところで、ちょっと細かい話なんですけど、ここの共通項目の3番目の運営及びサービスの質の向上というところで、ここの評価だけB評価という感じになっているんですが、これは何か、課題も含めた点については、その評価内容についてちょっとお聞かせ願えれば。

○児童青少年課長（梶田秀和さん） ここの記載に、サービスの質の向上のために、より柔軟な対応が必要となるというようなコメントもつけさせていただいておりますが、本当に細かなところではあるんですが、例えば地域子どもクラブというのが同時に行われていたりするんですが、そこに行きたいというような児童がいた場合などの、そこがもう少しスムーズに対応できたのかなとか、また、不登校などの課題のある児童も最近は増えていきますので、そこへの対応も、より丁寧な対応があるとよかったかなというのが少しあったものですから、ここについて、ちょっとBという評価にしているところです。

○委員（岩見大三さん） 分かりました。率直な自己評価ということで理解させていただきたいと思ひます。

以上で質問を終わります。

○委員長（大城美幸さん） そのほか。

[速報版]

○委員（赤松大一さん） よろしくお願いたします。まず、日本保育サービスのほうでございますが、先ほど、今御説明あったとおり、最初、連雀学園のところからスタートしていただいた際に、やはり従前の指定管理者から替わるというところで、保護者の皆様も非常に最初は、替わるということで、先ほど市側の御答弁もあったとおり、不安があったところは漏れ聞いているところでございますけれども、例えば今回、一小が今回替わるというところで、その辺の、今使っている方々の保護者に、連雀のときにはアンケートを取っていただいたかと思ひます。また、そういう従前の保護者の皆様からいろいろな御意見を聞く機会を持っていただいていたかと思うんですが、今回、例えば一小においてもそういう、保護者の皆様から意見の聞き取りといいますか、聞く機会を設けるとか、あとアンケート、例えば率直な、様々な意見を聞けるような機会をという形では今回御計画とかされているかというような報告ありますでしょうか。

○児童青少年課長（梶田秀和さん） おっしゃられるとおり、事業者さんが変更するというのは、保護者の方に大きな御心配をかける部分もあるかなと思っております。8月の下旬から公募、募集かけたんですが、その前の段階の8月の26日には一小と北野小の学童保育所で説明会を開催させていただいたりとか、また、説明会には当然お越しできなかった保護者の方もいますので、安心でんしょばとのシステムを使って説明会の資料を全部送らせていただいたりとかして、御意見なども聞いてきたところでございます。やはりちょっと事業者が替わるということで、同じような質が保たれるのかとか、ちょっと先生が替わってしまうことの不安とか、そういう声も少しお聞きしたところでございます。この後、指定管理の議案をお認めいただいた後に、また事業者さんと共に説明会を実施したいと思っておりますので、そこは引き続き丁寧に対応していきたいと考えているところです。

○委員（赤松大一さん） 分かりました。議案通ってからになるかと思ひますが、もしこちらの議案が通った際に、引き続き、実際に事業が、運営が始まった際以降も、様々な形で保護者の皆様、特に、あとは子どもたちの声の何かしらの形でうまくキャッチできるような取組をいただければと思ひますので、よろしくお願いたします。

あと、先ほど皆様、各委員からも懸念されております人材の確保でございますが、今回、日本保育サービスさんが本当にまた多く、市内においての受託事業者になるんですが、これ、人の確保というのは大丈夫かというのがやはり心配なんです。

あと、併せてもう一つ。これ、ほかの学童、これ、専属で皆さん確保していただくという認識で、要は、こっちからこっちとか、あっちからそっちとかという、今日あなた休みだからこっち行ってみたいなことはないという認識でよろしいでしょうか。

○児童青少年課長（梶田秀和さん） 人材確保というのは、学童保育所だけではないかもしれませんが、今後の非常に大きなテーマだと思っております。今回のプロポーザルを含めた審査の中でも、人材については確保は大丈夫なのかというのは非常に私どもも重ねて確認をしたところです。比較的会社の規模が大きいところでもございますので、そこについては御心配はないですというふうにはいただいているところでございます。もちろん学童保育所も、それぞれに人を張っていただくということになっておりますので、兼務とか、そういうことではございませんので、それぞれで確保をお願いしているところでございます。

○委員（赤松大一さん） ありがとうございます。やはり、どの指定管理者もかなり苦慮されているところでございますので、しっかりその辺、始まっても、しっかり見届けていただきながらの取組をし

[速報版]

ていただければと思います。

最後、1点でございます。先ほど危機管理マニュアル等がつくられているということで御報告いただいておりますが、危機というのは様々想定される場所です。例えば、児童、子どもたちがけがをした場合の危機とか、病気になったとか、けがとか、様々、今、さきの委員も質問されておりましたが、もう一つが、やはり今、様々ニュースを見ますと、不審者、危険人物等が非常に、環境によっては誰でも入れるような施設等もありますので、その辺の部分で非常に危機感を抱いているところでもありますけれども、マニュアルはできているけども、実際に、例えば、防災ではないですけども、そういう訓練ということ、例えば不審者が侵入した際にどう対応するのかという形で、保育士さんも男性、女性、様々いらっしゃいますが、そのときにおける想定とかのことも必要かなと私自身感じております。例えば、よく言います、さすまたは置いてあるけどもというところで、実は今さすまたを使える——これは学校なんですけど、さすまたって何という先生たちもいらっしゃる。いつも職員室とかに置いてあるけど、何に使うのかという方で、実際にこれはこの前の一連の御徒町の報道があったとおり、さすまたで犯人を退去させたということもありますので、非常に有効な道具ではあるんですが、これは使ってみないと分からない、置いてあるだけじゃ分からないというのがありますので、そういう防犯訓練等も必要かなと思うんですが、危機管理マニュアルの作成と併せて、そういう災害時の避難とか、今申し上げたとおり、防犯の部分での危険が起こった際の避難とかって、訓練って、これ実際にはどういうふうに計画をされているのか、もしくは、これからのことなのか、ちょっとお聞かせいただければと思うんですが。

○児童青少年課長（梶田秀和さん） 防犯のところは、社会福祉協議会さん、日本保育サービスさん、いずれも非常に力を入れて対応しております。三鷹警察の方にも御協力いただいたりとか、また交番の方にも御協力いただいたりして、いわゆる防犯訓練、不審者が侵入してきたときにどう対応するかというのは、ちょっとシミュレーションみたいな形で今も取り組んでいるところでございます。いろいろな訓練は、1回やったきりでは駄目ですので、継続してそういうのをやっていく必要が、大事だと思っておりますので、そこは指定管理者さんと確認をしながら、市としても取り組んでいきたいと思っております。

○委員（赤松大一さん） 分かりました。3点ほど聞かせていただきましたが、大事な子どもたちを預かる場所でございますので、しっかりと対応していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

終わります。

○委員長（大城美幸さん） 委員長交代します。

○副委員長（赤松大一さん） 委員長交代します。

○委員（大城美幸さん） 1点だけお伺いしたいと思います。皆さんからいろいろ出ていて、人材の確保についても先ほど御答弁あったので、それはいいんですが、逆に、日本保育サービスも、社会福祉協議会も、学童ってやっぱり、今度業者が替わると、指導員が替わる不安もありましたが、やっぱり職員の定着率って大事だと思うんですが、その辺は市として2つの事業所についてどのように見ているのでしょうか。

○児童青少年課長（梶田秀和さん） いわゆる離職の状況ですとか、今、離職率というのがあります。そういったことは適宜事業者さんには確認させていただいているところです。どうしてもやっぱり、非常に動きの多い業界といえましょうか、比較的若い方も異動されて、辞められたりとかしているとい

[速報版]

うのは聞いているところです。処遇の面については、これまでも国の制度を活用した処遇改善ですとか、市としても取り組んできたところですが、引き続き、市としてどういったことをすれば事業者の人材確保を支援することができるのかというのは、継続してお話を聞きながら、対応を考えていきたいというふうに思っているところです。

○委員（大城美幸さん） 市として処遇改善を支援できることはぜひ考えていただきたいと思いますが、これまでに、経験年数というか、一遍に全員が、全員というか、8割ぐらいが替わるとかということがなかったのか、もう一つは、経験年数のある方が一定ちゃんととどまっておられるのかをちょっと確認したいと思います。

○児童青少年課長（梶田秀和さん） 私どものほうで確認しているところでは、7割とか、8割とかの方が一気に辞められるとか、そういった話は聞いたことはないところです。日々打合せしている中でも、経験のある方というのは継続して勤務していただいているなという印象もございますので、そのところは大丈夫なのかなと思っております。

○委員（大城美幸さん） 分かりました。やっぱり職員がころころ替わってしまうと、そこに子ども自身、児童自身が信頼関係を築くのも大変ですし、安心してそこで過ごせるかということと不安になるので、その辺は市としてもぜひよく見て、職員の定着率、定着できるように支援をお願いしたいと思います。

以上です。

○副委員長（赤松大一さん） 委員長交代します。

○委員長（大城美幸さん） それでは、ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

では、以上で議案第86号及び議案第87号に対する質疑を一旦終了いたします。

○委員長（大城美幸さん） 休憩いたします。御苦労さまです。

○委員長（大城美幸さん） 委員会を再開いたします。

○委員長（大城美幸さん） 議案第83号 三鷹市高齢者センターけやき苑の指定管理者の指定について、議案第84号 三鷹市牟礼老人保健施設の指定管理者の指定について、以上2件を一括議題いたします。

この際、市側から発言を求められておりますので、これを許します。

○健康福祉部長・新型コロナウイルスワクチン接種実施本部事務局長（小嶋義晃さん） 高齢者センターけやき苑及び牟礼老人保健施設の指定管理者の指定につきまして、2点ほど答弁を補足させていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

担当課長より補足させていただきます。

○高齢者支援担当課長（鈴木政徳さん） 先ほど委員より御質問いただきました点で具体的にお答えできなかった部分につきまして、確認をいたしましたので、ここで御説明をいたします。

まず、審査参考資料の13ページ目のけやき苑の収支計画書の部分の支出のところ、物価高騰を見込んでいるところ、減になっている部分もあるというところで、まず、令和5年度の数值なんです、こちらは予算額になりますが、実績としては、ここから一定の減を現状では見込んでおります。令和6年度以降の数值は、この実績を踏まえて算出をしているため、事務費（その他）と事業費について減となっているものです。それを踏まえまして、補足をいたしますと、まず事務費のその他につきましては、令和5年度に、委託料の部分なんです、まず送迎に関して入札を実施いたしまして、次年度以降の費

[速報版]

用の低減が図られました。また、給食に関しても、今後予定している入札によって減を見込んでいるということで、令和6年度は令和5年度と比較して減となっているものでございます。事業費につきましては、電気・ガス代に関しまして、令和5年度の現状の実績が、国による介入がありまして、想定した上昇が見られずに推移をしておりますので、令和5年度はそれを反映して減としたものとなっております。

引き続きまして、はなかいどうの在宅復帰率に関して御質問をいただきました。審査参考資料は27ページになります。記載の数値なんですけど、要介護度1・2の方が26%、要介護3から4の方が57%、要介護5の方が17%という部分の記載につきましては、こちらの数値は、在宅復帰者の要介護度別の構成の割合を示すものというふうになっております。この在宅復帰者の要介護度別の割合については、基本的には施設に入所した人の要介護度別の割合と同じというふうになっているところでございます。

説明としては以上です。

けやき苑のところで、すみません、私、言い間違えまして、事業費のところの電気・ガス代に関してなんですけど、こちら、令和5年度の現状の実績が、国による介入がありまして、想定した上昇が見られずに推移をしておりますので、令和6年度、令和6年度はそれを反映して減としたものとなっております。

○委員長（大城美幸さん） ただいまの追加答弁について、質疑はございませんか。質疑のある方。
（「なし」と呼ぶ者あり）

では、以上で議案第83号及び議案第84号に対する質疑を一旦終了いたします。

○委員長（大城美幸さん） 休憩いたします。

○委員長（大城美幸さん） 委員会を再開いたします。

○委員長（大城美幸さん） 議案第77号 三鷹市国民健康保険条例の一部を改正する条例、本件を議題といたします。

本件に対する質疑を終了してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論のある方。

（「省略」と呼ぶ者あり）

ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。議案第77号について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○委員長（大城美幸さん） 次に、議案第83号 三鷹市高齢者センターけやき苑の指定管理者の指定について、本件を議題といたします。

本件に対する質疑を終了してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

[速報版]

○委員（石井れいこさん） 議案第83号について討論させていただきます。

東京弘済園は、対人に接するケアワークに関して、介護ロボットの活用を進めようとしております。多少の業務負担の軽減にはなるかもしれませんが、ケアとは、全てが一連でつながっているものであり、一部の業務をテクノロジーに負担させるということは、ケアワーカー側にもテクノロジーの知識向上とテクノロジー業務との融合を有するものと考えます。これはけやき苑での導入ではないものの、親会社の組織強化としての取組としてあるもので、今後けやき苑にも導入されていくのではないかと不安が残ります。ケア労働の一連の流れからの判断ができなければ、対応も遅れる可能性があることから、本来、人は人がケアできる環境を整えることが望ましいと考えます。そのため、安全性や心という側面から全面的に賛成はできないものの、けやき苑においては、利用者満足度の高さや今後は地域交流事業の再開を予定していること、インターネット評価サイトでの職員の定着率や従事経験年数の長さなど、総合的な評価の高さがあることから、本議案に賛成します。

○委員長（大城美幸さん） そのほか、討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。議案第83号について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○委員長（大城美幸さん） 次に、議案第84号 三鷹市牟礼老人保健施設の指定管理者の指定について、本件を議題といたします。

本件に対する質疑を終了してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論のある方。

（「省略」と呼ぶ者あり）

では、ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。議案第84号について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○委員長（大城美幸さん） 次に、議案第85号 三鷹市立母子生活支援施設三鷹寮の指定管理者の指定について、本件を議題といたします。

本件に対する質疑を終了してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論のある方は挙手をお願いします。

（「省略」と呼ぶ者あり）

ないようですので、これより採決いたします。議案第85号について、原案のとおり決することに賛

[速報版]

成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○委員長(大城美幸さん) 次に、議案第86号 三鷹市一小学童保育所A等の指定管理者の指定について、本件を議題といたします。

本件に対する質疑を終了してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

○委員(石井れいこさん) 議案第86号について討論させていただきます。

学童とは、親御さんが就労中に子どもたちに安全に、そして楽しく過ごしてもらうための場所と考えます。人に関わることは、本来、自治体が責任を持って、一番近くで行わなければならないと考えます。もしもこの日本保育サービスの親会社であるJPホールディングスの株価に影響があれば、経営自体も危ぶまれ、社会的な経済の影響から子どもたちの安心が崩れてしまう可能性もあることから、学童においては民間への依存をすべきではないと考えます。働いてくださるスタッフの就労状況にもこちらから手を差し伸べることが難しい状況を考えますと、私たちは子どもたちを最後の最後まで守れるのか、スタッフのストレスを軽減できるのか、不安が残るため、本議案に反対いたします。

○委員長(大城美幸さん) ほかに討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。議案第86号について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○委員長(大城美幸さん) 次に、議案第87号 三鷹市二小学童保育所A等の指定管理者の指定について、本件を議題といたします。

本件に対する質疑を終了してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論のある方。

(「省略」と呼ぶ者あり)

ないようですので、討論を終了いたします。

これより採決いたします。議案第87号について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○委員長(大城美幸さん) 休憩いたします。

○委員長(大城美幸さん) 委員会を再開いたします。

[速報版]

○委員長（大城美幸さん） 健康福祉部報告、本件を議題といたします。

本件に対する市側の説明を求めます。

○健康福祉部長・新型コロナウイルスワクチン接種実施本部事務局長（小嶋義晃さん） 今回、行政報告といたしまして、健康福祉部から3点報告させていただきたいと考えております。

アといたしまして、「第三期三鷹市障がい者（児）計画」（素案）について、イといたしまして、「三鷹市高齢者計画・第九期介護保険事業計画」（素案）について、ウといたしまして、「第三期三鷹市国民健康保険保健事業計画（データヘルス計画）」、「第四期三鷹市特定健康診査等実施計画」（素案）についてでございます。こちら、いずれも法定計画となっており、アとイにつきましては来年度から3年間、ウにつきましては来年度から6年間の法定計画となっているところでございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明さしあげます。

○障がい者支援課長（立仙由紀子さん） 着座にて説明をさせていただきます。第三期の三鷹市障がい者（児）計画、資料1-1と1-2を御用意ください。令和4年度に実施した実態調査、第二期の振り返りなどを踏まえまして、三鷹市障がい者地域自立支援協議会で検討を重ね、庁内関係部署からの意見を反映し、素案としてまとめております。

初めに、厚い資料1-2を御覧ください。こちらの冊子の構成のみ簡単に御説明させていただきます。初めに、表紙をめくっていただきます。こちらには、まずはビジョンを記載しております。ビジョンについては後ほど御説明させていただきます。

もう一枚目、目次を御覧ください。第1章、計画の策定にあたってでは、計画の位置づけや、この間の法制度や社会情勢の変化についてをまとめております。第2章、三鷹市の現状、こちらの章では、第二期の取組や三鷹市の障がい者数などの統計、昨年度実施した実態調査の結果の抜粋、最後に課題と方向性を6つにまとめたものを記載しているところです。おめくりいただきまして、第3章、基本理念、こちらではビジョンと体系についてを記載しています。第4章の施策の展開の章では、ビジョン実現に向けた基本目標、大項目の7つについてを記載しているところです。こちらの章では、事業の写真や図についての掲載を現在調整しているところでございます。第5章の障害福祉サービスの見込みでは、第二期の達成状況から新たな成果目標についてを記載しています。こちらにつきましては、10月実績を使用するものですが、現在9月の実績での記載となっていること、また、実績に国が定める係数を掛けて目標値を算出するものなのですが、国の数値が確定するのが年明けになりますので、現在、暫定の数値を入れてあり、数値が確定し次第、修正を予定しているところです。最後に、第6章の資料編として、この後、12月に行いますパブリックコメントでの意見や用語解説策定の経過や委員名簿についてをまとめる予定となっております。

素案の構成については以上です。

続きまして、資料1-1を御覧ください。計画の概要になります。

初めに、ビジョンについてです。こちらは、私たちが目指す地域・三鷹について、障がい者地域自立支援協議会でキーワードや考え方について議論をしてきて、まとめたものです。基本的には第二期のものを引き継ぐ形となって、3つ決めております。変更点ですが、第二期では3番目だったものが、この施策の基本的なもの、私たちが目指す基本的なものになりますので、1番目に位置づけをさせていただきました。2つ目のビジョンの冒頭に「自らの意思が尊重され」、これは、障がいの有無にかかわらず、自らの望む暮らしが実現するためには、当事者の考え方や本人が選択し決定をしていくといった視点、

[速報版]

ただし、その選択や決定といった言葉が負担に感じられないように、意思といった表現にして、冒頭に加えさせていただきました。また、3つ目についても、「持てる能力が発揮でき」を冒頭に加えております。こちらについては、つい先日、11月の30日の協議会まで協議を重ねてきたものです。私たちが目指す、個性を生かしつつ、社会の構成員として自立して生活できるまちは、障がいの有無にかかわらず、自らの力が無理なく発揮できることが当たり前なまちです。自らの力が発揮できるためには、ハード的な環境整備はもちろん、力を引き出すための教育、療育やリハビリテーションといった支援、地域で生活をしていくための支援、さらに、個性を尊重し、構成員として受け入れる地域社会の理解や意識が必要と考えております。以上のような考え方から、御覧の3つのビジョンを今回の第三期のビジョンとさせていただきます。

続きまして、3つのビジョン実現に向けた基本目標についてです。基本的には第二期からの基本目標を引き継ぐ形ですが、主な変更点について御説明させていただきます。

おめくりください。4の第二期計画からの主な変更点を御覧ください。初めに、第二期の左側ですね。第二期の1の計画の改定と推進、そして、第二期の一番下の7の推進体制の整備について、第三期では——右側が第三期になります。第三期では1番目にまとめさせていただきました。続きまして、第二期の2番目の(1)の権利保障と(3)のバリアフリーのまちづくりの中にありました心のバリアフリー関連について、差別解消と合理的配慮の推進も含め、大項目の2にまとめております。やはり様々な取組を進めるに当たり、障がいに対する理解が基本となるということから、大項目として1つにまとめ、互いを理解し、認め合う地域づくりといった項目としたところです。さらに、(2)の地域づくりや(3)の道路や施設については、第三期では3番目の安心して住みやすいまちづくりに入れております。この3番目には、また、感染症などの対策についても地域生活の基本となることから、同じく(3)で、安全安心のまちづくりに入れているところです。第二期の3番目の情報提供や相談機能の充実については変更なく、第三期では4番目にまとめております。項目名については、障がいのある人の視点に立った支援の提供と相談支援の充実に変更したところです。第二期の4番目の社会参加の推進は、第三期では6番目となり、(3)にスポーツ・文化芸術活動等の推進を中項目として挙げています。第二期の5番目の地域における自立生活の支援は、障がい児の支援、障がい者の支援、同様に家族支援の3つを中項目としました。この間、切れ目のない支援といったことが求められていることから、大項目の項目名を、5番目で、ライフステージに応じた切れ目のない地域生活の支援とし、子どもから大人といったライフステージ、また、医療、教育、福祉など、関係分野を超えた切れ目のない支援を共通の基本目標としたところです。第二期の6番目の基盤整備の項目です。こちらは第三期では7番目にまとめております。その中で、1番目に福祉人材の確保・定着についての項目を挙げ、サービスの担い手だけでなく、ピアサポート活動の推進についても記載しているところでございます。

第二期からの変更点については以上でございますが、第三期の主要なものとして3点御説明させていただきます。戻りまして、資料1-2の59ページからの基本目標の2の、互いを理解し、認め合う地域づくり、こちら、1つ項目として出させていただきました。全ての施策の基本になるものです。そちらの、ごめんなさい、62ページに記載しております3点の事業について、こちらでは中心に取り組む予定をしております。

また、続いて2点目、77ページ、こちら、(3)の家族支援の充実です。こちらでは、ごめんなさい、78ページ、次のページですね。78ページにあります4つの事業を中心に取り組んでいきます。中でも、

[速報版]

この間懸案でございました調布基地跡地福祉施設整備事業を着実に進めることで、重症心身障がい者と重度知的障がい者の日中活動の場の確保と短期入所を実施予定しておりますので、家族のレスパイト、緊急時の対応の場になると考えております。こちらの施設整備につきましては、基本目標7でも記載をしているところです。

最後に、福祉人材の確保・定着でございます。こちらにつきましては、87ページに記載の主な事業①から③を中心に取り組む予定でございます。障がい者支援に関わる人材につきましては、高齢者支援と重なる部分もございますが、障がいの種別や支援対象者の年齢、サービスの種別により、支援人材が様々となっております。資格が求められるものもありますが、無資格でも支援員として従事することが十分可能な場合も多くあることから、人材確保・定着に具体的にどのような支援が必要かを事業者とも協議しながら取り組む予定でございます。反対に、無資格の方も働きやすい、入りやすいといった点から、若年層にお仕事の選択肢としてのPRをしていきたいと考えております。そこにつきましては、福祉人材の確保といったことで先行して実施しています高齢介護の分野との連携、また参考にさせていただきながら進めていきたいと考えているところです。また、③では、当事者同士の支え合いであるピアサポート活動の支援について取り組む予定をしております。

この後、12月18日からパブリックコメントを行いまして、1月の25日に自立支援協議会において御意見への対応状況などを報告し、また2月に厚生委員会でも報告をし、今年度中、健康福祉審議会に諮問・答申をいただいた後、決裁を経て確定をする予定となっております。

私からの説明は以上です。

○介護保険課長（竹内康眞さん）　　続きます、私のほうから、三鷹市高齢者計画・第九期介護保険事業計画の素案について御説明させていただきます。失礼して、着座にて説明させていただきます。

こちらの計画につきましては、その策定に向けまして、今年度の5月に検討市民会議を設置しまして、これまで5回の会議を重ねまして、委員の方々から多くの貴重な御意見をいただきまして、このたび、お手元でございます計画の素案としてまとめたとところでございます。

それでは、まず資料の2-1のカラーのものになりますけれども、資料の2-1を御覧ください。こちらが計画の概要ということになっております。

1ページ目なんですけれども、本計画の概要につきましては、計画期間を来年度の令和6年度から令和8年度までの3年間とするものでございまして、介護保険法及び老人福祉法の法律に根拠を置く法定の計画となっております。そして、その下の2の計画の基本的な考え方といたしまして、本計画の基本目標につきましては、地域共生社会の実現ということで、これにつきましては、現行の八期の計画と変わらず、その理念を次期の九期の計画でも継承していくものとしております。そして、その基本目標を実現していくために、基本目標の下に御覧のような6つの基本方針がぶら下がる形を取っております。

そして、資料の2ページ目からは、計画のポイントといたしまして、各基本方針に基づいて実施していく主要な取組を方針ごとに記載してございます。

そうしまして、今度、8ページのほうに参りますと、計画の体系としまして、その体系図の一番左側に大項目がありますが、こちらが先ほど言いました基本方針ということになります。そして、それぞれの大項目の下に中項目、小項目と、実際に取り組んでいく事業を記載しております。そして、この中で、大きく申し上げて大項目の1から5までが高齢者計画、残りの6が介護保険事業計画ということになります。相互に関連するところはもちろんありますが、大きく分けて、そのように区分されます。計画の

[速報版]

体系としましては、このような構成となっております。

そして、続きまして、今度は資料の2-2、こちらの素案の本体を御覧ください。素案の本体になります。お出してください。

こちらの資料2-2の素案の表紙を1枚おめくりいただきまして、目次がございます。目次の第1章が計画の策定に当たってということで、計画策定の背景や趣旨、位置づけなど、計画の概要について、こちらのほうで記載しております。第2章が高齢者を取り巻く現状と推計ということで、高齢者、そして要介護（要支援）者の現状と推計や、また、昨年度実施いたしました、高齢者等を対象とした4つの実態調査の結果から導き出された現状やその課題等について、この章では書いております。そうしまして、次の第3章につきましては、現行の第八期計画の成果と今後の方向性ということで、現行の計画の振り返りとそれに基づいた今後の取組の方向性についてございまして、次の4章が、先ほどの資料2-1で御覧いただきましたような計画の基本的な考え方について、そして、最後の第5章が具体的な計画の内容ということで、全体としてはこのような構成となっております。

あと、こちらの九期の計画では、変更点といたしましては、体系を八期と比べて分かりやすく整理しております。具体的には、素案の126ページを御覧いただけますでしょうか。126ページになります。126ページの下の第八期計画と第九期計画の基本方針の比較ということで御覧のように図示をしておりますが、基本方針、すなわち大項目を御覧のように分かりやすく変えております。あと、八期では、構成上、同じ内容が何度も出てくる再掲が頻出しておりますので、それをなるべくなくすよう構成を見直したりはしておりますが、具体的な内容につきましては、おおむね八期の計画の内容を踏襲したのとなっております。

そうした中で、九期の計画期間中に重点的に取り組む主な事業といたしましては3点ございます。

それぞれ素案のほうで見てまいりますと、まず1点目が、素案の153ページになります。153ページを御覧ください。隣の152ページからが認知症関連のページになりますが、153ページの表の一番下になりますけれども、認知症施策推進のための条例制定及び計画策定に向けた検討ということで、これにつきましては、今年の6月に成立をしました認知症基本法、そして国の認知症施策推進計画の内容を踏まえまして、市におきましても条例の制定及び推進計画の策定について検討してまいります。

続きまして、2点目は、今度は素案の155ページになります。次の次のページということになります。この155ページでは、(1)の福祉Laboどんぐり山による在宅医療・介護の推進ということで、こちらにつきましては、先日オープンしました福祉Laboどんぐり山についてございまして、企業や大学との協働による先進的な研究や最新技術の活用、そして介護人材の育成と事業支援、生活リハビリセンターにおける実施事業の実践等により、在宅医療・介護の推進体制を強化してまいります。

最後の3点目は、素案の160ページになります。160ページの上の表の下の2つに、介護支援専門員の確保支援と居宅介護支援事業所の開設支援ということでございまして、こちらは、介護人材の不足が叫ばれている中でも、この介護支援専門員、いわゆるケアマネジャーの不足への対応ということが喫緊の課題となっております。この計画の検討市民会議におきましても、現場の委員さんから多くの御意見をこのことについてはいただいているところでございます。このため、九期の計画では、ケアマネの資格取得や資格更新時の費用の助成ですとか、あとケアマネ事業所の開設支援の実施について検討する内容としております。

以上3点が次期の第九期の計画期間中に重点事業として取り組んでいく主な事業になります。

[速報版]

また、この九期計画で新たな取組といたしましては、素案の137ページになります。素案の137ページを御覧いただき、137ページのほうで、地域共生社会の実現という基本目標の達成に向けた成果指標ということで、その効果測定といたしまして、計画の体系の大項目ごとに、御覧のような、成果指標、そして、昨年度実施しました実態調査の実績を基に、それに対応する目標値をここで設定しております。

あと、こちらの計画の内容に関連しまして1点御報告がございまして、すみません、素案の101ページを御覧いただけますでしょうか。こちらの101ページ、こちらは八期計画の振り返りのところになりますけれども、その101ページの下のところの①の在宅基盤サービスの充実のイの地域密着型サービスの整備ということで、こちらに記載のとおり、八期の計画期間中の認知症のグループホームの整備に向けまして、令和4年度に整備・運営事業者の公募を実施しまして、1事業所から応募がございまして、当該の事業者を市として候補者として決定をしまして、今年度末には大沢地区にオープンするという計画で進捗してきたところではございますけれども、今年の10月16日付で当該の事業者のほうから辞退の申出がありまして、現行の八期中の整備は残念ながらなくなりましたので、次期のこの九期の計画の中で整備に向けて仕切り直して、改めて検討してまいりたいと考えております。こちらは御報告になります。

最後に、また、すみません、資料の2-1に戻っていただきまして、こちらのカラー刷りになります。戻っていただきまして、資料2-1の9ページの5の計画策定のスケジュールでございまして、今後、今月の18日から来月の1月15日までの約1か月間、パブリックコメントの実施ということで、お手元にございます素案に資料2-3の用語解説をつけた形でパブリックコメントに付しまして、広く御意見をいただくようになります。そのパブコメ後には、パブコメでいただいた御意見を取り入れたものを計画案としてまとめまして、1月24日に第6回の検討市民会議、そして、2月の厚生委員会で御報告させていただいた後に、同じく2月に開催予定の健康福祉審議会におきまして、市長から計画案について諮問させていただきまして、答申をいただき、最終的には市長決裁を取りまして、来年の4月から施行という予定でございまして、また、介護のほうは、この計画の策定に合わせまして、3年に一度の介護保険料の改定もございまして、この計画の検討と並行して保険料の検討も行っておりまして、介護保険料は条例事項になりますので、3月議会には三鷹市介護福祉条例の一部改正の議案を提出し、議決をいただき、来年の4月からは新たな計画とともに新たな保険料でスタートする予定でございまして。

私からは以上になります。

○健康福祉部保健医療担当部長（近藤さやかさん） 私からは、資料3-1、3-2を基に説明させていただきます。御用意をお願いいたします。

説明は主には3-1からいたします。カラー刷りのA3半分にしたものです。第三期三鷹市国民健康保険保健事業計画、いわゆるデータヘルス計画、第四期三鷹市特定健康診査等実施計画の素案の概要になります。

まず、1つ目の計画の趣旨ですが、データヘルス計画と特定健康診査等実施計画、こちらは国民健康保険におけます健康診査に基づいて策定するもので、密接に関連をしておりますので、一体として策定をするものです。内容は、効果的・効率的な保健事業を実施する、そして、その成果に係る目標を定めて、評価・見直しを行うということで、私ども三鷹市は保険者になりますが、被保険者である市民の健康増進と医療費の適正化を図るというものでございまして。法定計画でして、この計画については、令和6年からの6年間といたします。

[速報版]

その下、三鷹市の現状です。市の状況を見ますと、まず三鷹の人口としましては、平成29年4月1日、今の計画の策定時は18万5,000人余の人口でしたが、直近、令和5年4月1日には、約4,400人ほど増えまして、19万人余となっております。一方で、その次の行、国民健康保険の被保険者数につきましては、平成29年4月は4万1,000人余、令和5年4月には3万5,000人余ということで、約6,500人ほど減っているという状況です。同じ表の一番下になりますが、40歳以上の被保険者の割合ですが、平成29年4月は68.7%だったものが、令和5年4月には71.4%ということで、40歳以上の割合が増えているという状況でございます。

その下、現行の第二期データヘルス計画の各保健事業の達成状況の抜粋でございます。まず、1つ目、特定健康診査の実施でございますが、括弧が目標値でございますが、60%の目標値を挙げておりましたが、令和4年度実績としまして48.6%。その下、②、特定健康診査の結果に基づいて行う特定保健指導ですが、こちらは、目標60%に対しまして、実施率は17.9%となっております。それから、代表的なもので、⑥ですね。ジェネリック医薬品（後発医薬品）の普及率につきましては、目標75%に対しまして、76.9%となっております。

おめくりください。それぞれデータに基づいて、その状況、経緯、推移について御説明をいたします。

まず、特定健康診査と特定保健指導でございます。左側の上が特定健康診査の受診率で、令和2年度には、コロナの影響もありまして、三鷹だけに限らず、都・全国ともに減りましたが、その後、増加傾向というふうになっておりますが、平成30年度の53.0%までには及んでいないという状況です。それから、その右側、特定保健指導の受診率につきましては、年々減ってきております。これは、特定保健指導の対象となる方は大体そんなに変わらないということもございまして、なかなか受けていただくには至っていないというものでございます。

それから、その下のほうですね。左側の下のほうを御覧ください。三鷹市国民健康保険被保険者の推移と1人当たりの医療費の推移でございます。先ほど申し上げましたように、被保険者数は減っております。一方で、被保険者1人当たりの医療費というのは、平成30年度23万7,151円から、直近でいきますと、令和4年度には25万5,743円ということで、増加の傾向が見られるところでございます。

右のページです。生活習慣病についてです。こちらのグラフにつきましては、医療費のグラフになりますが、医療費全体のうち51.6%が生活習慣病に関連する医療費になっております。その内訳が右のほうのグラフになりますが、特定保健指導とも関連します、慢性腎不全だとか、糖尿病等の割合が上位というふうになっております。

その下、後発医薬品（ジェネリック）の普及率でございます。ピンクが東京都、青が三鷹市ということで、ともに増加傾向ということが見られているものでございます。

右下、重複・頻回受診の状況です。これは、同じ月に14日以上受診する頻回受診の対象者、また、複数の医療機関を受診する方の表となっております。右のほうですね。一番上の右のほうにすると、1医療機関以上で20日以上受診するような方が18人いるというような、こういう表となっております。

おめくりください。これらの三鷹市の課題を踏まえまして、今後三鷹が取り組むべき課題、明らかとなった健康課題につきまして、AからF、6点整理をしております。

まず、Aにつきましては、特定健康診査の受診率に関してでございます。若年層の受診率がほかの年代と比較しまして低い傾向がございますが、生活習慣病というものは早い段階からの予防が重要であるということで、若年層の受診率の向上に取り組む必要があるというのが1つ目です。

[速報版]

Bにつきましては、その後の特定保健指導の実施率、こちらは、先ほど説明しましたとおり、減少傾向にあります。特に40歳から44歳の女性の支援が実施率が低くなっていることから、ぜひ興味・関心を持っていただけるような、そういったことの周知の方法の工夫や再勧奨に努める必要があるというものです。

3つ目、Cとしまして、メタボリックシンドロームの該当者数、該当者率につきまして、増加の傾向が見られます。運動習慣というものの割合は——本冊のほうにはもうちょっと詳しいことが書いてあるんですが、全国・東京都よりも低くなっているという傾向も見られますので、こういった知識の普及・啓発が必要というものでございます。

それから、D、男女ともにヘモグロビンA1c、これは糖尿病に関してのものでございますが、この有所見の割合が高いということ、また、生活習慣病関連の医療費が全体の51.6%を占めるということから、生活習慣を見直すということで、栄養相談や予防行動につなげるということが重要であるというものです。

Eとしまして、後発医薬品（ジェネリック）に関してでございます。目標はある程度達成し、増加傾向にありますが、国の目標では80.0%というふうにされておりますので、さらに後発医薬品への切替え、普及の啓発に取り組む必要があるというものです。

そして、Fにつきまして、頻回受診、重複・多剤服薬の方は一定数いらっしゃいますので、医療費の適正化、または適正な服薬に関しまして周知し、適正な受診につなげる必要があるというものでございます。

これらの課題、健康課題を解決するために実施する保健事業が、その下に挙げております。計画全体の目標としまして、大きく3つ、左側になりますが、特定健康診査の受診率の向上、それから生活習慣病の予防、それから医療費の適正化、この大きな3つにつきまして、先ほどのAからF、これらの事業を関連づけて、事業として挙げるものでございます。特定健診受診率の向上につきましては、特定健康診査の事業、それから未受診の方への対策、この2つ。それから、生活習慣病につきましては、保健指導の事業、それから健診後の各種のフォロー事業、そして糖尿病性腎症重症化予防事業、これらを関連づけております。そして、医療費の適正化につきましては、後発医薬品の普及と多受診対策というものを挙げております。個別の内容につきましては本冊のほうに詳細書いておりますが、東京都で標準化の様式が定められておまして、その様式に準じたもので、本冊のほうに挙げております。

今後の予定ですが、先ほどの2つの計画と同じように、パブリックコメント、それから厚生委員会への報告、それから健康福祉審議会がございまして、この計画、本計画につきましては、国民健康保険に関することですので、国民健康保険の運営協議会、国保運協というものにも報告をさせていただきます。

説明は以上です。

○委員長（大城美幸さん） 市側の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑のある方。

○委員（石井れいこさん） よろしくお願ひします。障がい者・障がい児計画から行きます。すみません。いろんな部分に自立という言葉があるんですけど、この漢字で合っているか、聞かせてもらってもいいでしょうか。

○障がい者支援課長（立仙由紀子さん） 自立は、立つという字です。こちらを遣わせていただいております。

[速報版]

○委員（石井れいこさん） 立つという自立だと、他者に依存せずに行動することという意味だと思うんですけど、障がい者は他者に依存して生きちゃいけないんですかね。

○障がい者支援課長（立仙由紀子さん） 自立の考え方ですと、多分高齢者のほうもそうなんですけど、いろいろな考え方ございますが、障がい者につきましては、お一人だけではなく、やはり支え合っというような観点も含めて自立というふうに私たちは捉えております。ヘルパーさんですとか、事業所ですとか、また地域の方の支えなくしては、障がいがあっても、なくても、生きてはいけませんので、そういった考え方で、自立の立、立つという字を遣った自立を遣わせていただいております。

○委員（石井れいこさん） ありがとうございます。どうしてもちょっと、違うのかなと思ってまして、何だろうな。自立って、どうしてもイメージとしては、自分一人で生きていかなきゃいけないみたいな、そういうイメージがあるもので、障がいの方とお話ししても、何だろうな、自分一人で何とかするんじゃないかって、少しでも困ったら、困ったって言っただよとか、そういう社会であってほしい。助けて、手伝ってと言いやすいほうがいいと言っていて、この自立という言葉があると、すごく何か、じゃあ、言っちゃいけないのかな、まるで自立できない人みたいになっちゃうのかなという、ちょっと壁になるんじゃないのかなと思ひまして、全体的に読むと、心のバリアフリーとか、障がいの社会モデルをすごく言っているじゃないですか。だけど、この自立という言葉に関しては、社会モデルじゃなくて、医学モデルなのかなという、ちょっと矛盾した感じがどうしても拭えなくて、これって換えることとかは難しいんですかね。

○障がい者支援課長（立仙由紀子さん） 自立支援協議会の中でも、特にこの自立の漢字に関しては御意見はなかったかと記憶しております。それよりも、ビジョンの中で漢字としては遣わせていただいておりますが、施策の中で、委員おっしゃるように、心のバリアフリーですとか、支え合いとか、あとは分かりやすい情報提供、または相談につながるような仕組みをしっかりとやっていくのが大切かなというところで、そちらのほうの議論をさせていただき、このような形で考えさせていただいたところでは。

○委員（石井れいこさん） 分かりました。ちょっとまだ引っかかっているんで、引き続き考えていきます。ありがとうございます。

ここにすごい引っ張られちゃって、ほかのこと全然ちょっと見てないんですけど、高齢者のほうも、この資料2-1のやつなんですけど、6つ、下に基本方針が書いてあって、右上のやつ、健康で安心したというところ、これ、審議会かな。この間あった、審議会のほうでしたっけ。それでは自立になっていたんですけど、これ、安心に変更した理由というのを聞かせてください。

○高齢者支援担当課長（鈴木政徳さん） 委員御指摘のとおり、こちらのほう、文言を修正させていただいております。その趣旨といたしましては、自立という言葉がありつつ、介護サービスとかを受けていらっしゃる高齢者の方は、そうすると、自立できていないんじゃないかといったような印象も受けるというような御意見をいただきましたので、高齢者支援課としては、介護サービスを受けていても、もちろん、その方を見て、自立されているということは言えるということではありますので、そこでちょっと言葉、誤認がないように言い回しを換えたという経緯でございます。

○委員（石井れいこさん） そうですよ。そうすると、何かこの障がい者のほうとも一緒に合わせたほうがいいのかというふうにはちょっと思うんですけどね。

あとは、すみません、資料2-2の137ページの社会参加等の促進のところ、生きがいのある人の

[速報版]

割合の増加。そっか。生きがいがなくともいいとは思いますが、これを増やしていくということが目標なんですよ。質問になってないですね。すみません。生きがいがある人の割合の増加、これはなくともいいとは思いますが、これを増やす、どうやって増やしていくんですかね。

○高齢者支援担当課長（鈴木政徳さん）　生きがいというものは、一口に言っても、その方それぞれによっての部分というのがあるとは思いますが、高齢者支援課としては、地域や社会と関わりを持って生活をしていていただきたい、そういう思いを込めて生きがいという言葉を遣わせていただいております。

○委員（石井れいこさん）　ありがとうございます。分かりました。

あと、この用語解説があるというのはすごくやっぱりよくて、今回もありがとうございます。

あと、障がい、何度も行ったり来たり、ごめんなさい。障がい者計画のほうで、以前、このPDCAが計画の進め方みたいなのであったと思うんですけど、図が。今回はこれを入れてない。入れる予定はあるんでしょうか。

○障がい者支援課長（立仙由紀子さん）　素案の56ページのところに、計画の評価・検証、同じくPDCAサイクルについて記載をさせていただいております。

○委員（石井れいこさん）　分かりました。ありがとうございます。

以上です。

○委員長（大城美幸さん）　そのほか、質疑ございますか。

○委員（蛭澤征剛さん）　よろしくお願ひします。ちょっと1点だけ、これどういうことかなということ質問したいんですけども、資料の2-2なんですけど、73ページの上のほうですね。⑤の地域共生社会に向けた包括的支援のこの文章の中で、アの4行目のところですね。現行制度や公共サービスでは対応し切れない制度のはざまにある課題というのがちょっと、具体的にどのような状態なのかというのがちょっと分からなくて、具体的にどのような状況を指すのか、ちょっと教えていただけたらと思います。

○健康福祉部長・新型コロナウイルスワクチン接種実施本部事務局長（小嶋義晃さん）　ここ、まず、地域共生社会に向けた包括的な支援ということで、私どもも、例えば障害者総合支援法ですとか、介護保険法とか、いろんな制度ができています。そうした中で、例えば、私どもは基本的には一人一人に焦点を当てた支援をしているわけですけど、例えば世帯単位で見たときには、例えば高齢者と障がい者がいたり、いわゆる8050問題と言われるような、高齢者とひきこもりのお子さんがいるような場合があります。そうした方については、例えば介護保険法とか、障がい者のサービスではなかなか対応し切れない問題があります。そうしたところを、例えば世帯をしっかりと受け止めて、そういった形で相談できるような形で、例えば地域福祉コーディネーターであったり、そういったところがまず世帯の相談を受け止めて、しっかりと支援していくようなところにつなげていくような、そういう形でいろいろ支援をしていければいいかなというふうに考えて、こういう表現にしています。

以上でございます。

○委員長（大城美幸さん）　そのほか、質疑ございますか。

○委員（太田みつこさん）　よろしくお願ひします。今回の三のほうを一応読み込んでいるつもりなんですけども、ちょっとどちらにそういったことがあるか教えていただきたいんですけど、相談機能の充実という点ではいろいろと書かれているんですけど、当事者同士のつながりですとか、当事者同士のコ

[速報版]

コミュニティづくりみたいなのって、どこか書かれている点と違ってありますかね。第三期三鷹市障がい者（児）計画の素案の中においてです。

○障がい者支援課長（立山由紀子さん） すみません。73ページから、ライフステージに応じた切れ目のない地域生活の支援というところで、家族支援の充実というところがございます。こちらで、リード文のところでも、ペアレントメンター事業等の保護者に寄り添った支援や保護者の就労等のための保育など、そういった場、居場所等の環境整備を行っていきますというような形で記載をさせていただいております。

（「障がい者同士とおっしゃっています」と呼ぶ者あり）

障がい者同士。ピアサポートですね。ごめんなさい。85ページになります。85ページの中で、項目では、福祉人財の確保・定着の中の②のピアサポート活動の推進、こちらで障がい者同士の支え合い、活動の支え合いですとか、育成といったことを記載させていただいております。

○委員（太田みつこさん） ありがとうございます。やはり先ほどのペアレントメンターもそういったところの支援の1つにはなるかと思えますし、このピアサポーターについては、養成講座やいろんな講座を通していろいろ理解を深め合うという点だと思うんですけど、これから地域のコミュニケーションですとか、コミュニティづくりを強くしていくことが福祉の支えにもつながると思えますので、特に子育てしている世帯においては、自身の子育てで毎日必死な上で、ほかのお子さんと、見るたびに違いを感じるというのをすごくよく聞きます。自分の子どもの成長が後れている、そういったことを、家に帰ると本当に孤独を感じて、それを共有できるような、そういったような関係性をつくりたいというのをよく相談を受けるんですけども、ボランティア団体ですとか、そういった方たちの情報というのはなかなか外に出づらいものがありますので、そういった当事者同士のコミュニティづくりというところも少し考えていただくと大変助かるかなと。やはり理解をしてもらう人が1人でもいるということは、毎日の日々の暮らしの中でのすごく強みになると思えますので、相談機能の充実ですとか、そういった一定のピアサポート、先ほどのペアレントメンターあるんですけども、そういったものももし、検討していただくとありがたいなと思いました。ありがとうございます。

○委員長（大城美幸さん） そのほか、質疑ございますか。

○委員（岩見大三さん） 高齢者計画と介護の九期の計画の点についてなんですが、この素案の126ページの、先ほど御説明いただいた第八期計画と第九期計画の基本方針の比較ということで、主に八期から九期に移るに当たっての変更点も、これも含まれているのかなというふうに思ったんですけど、これは、理解としては、高齢者計画と介護保険事業計画を一体として九期にこういう基本方針になるという見方でよろしいのでしょうか。

○高齢者支援担当課長（鈴木政徳さん） 構成の見直しの部分は、主に高齢者計画の部分ということになっておりまして、第九期の基本方針の1から5番目に変更になっておるんですが、そちらは高齢者計画という部分になっております。

○委員（岩見大三さん） 分かりました。そうしましたら、もう一点は、九期に移るに当たって、この背景として、2025年からの団塊の世代云々という表記もあるんですけど、九期に移るに当たっては、こうしたやはり背景を加味して、計画の内容も少しずつ変えているというような理解でよろしいんですか。

○高齢者支援担当課長（鈴木政徳さん） 今後また高齢化率、三鷹市ますます高まっていくというこ

[速報版]

とで、その中でやはり在宅医療・介護という部分が重要になってまいりますので、今回、構成の見直しの中でも、医療と介護が必要になっても安心して暮らし続けられる地域づくりというものを新たに頭出していたりですとか、そういった部分、課題を反映した構成の見直しというものを図っております。

○委員（岩見大三さん）　ありがとうございます。理解としてはやっぱり、高齢化率の高まりであるとか、孤立化といいますかね、おひとり暮らしの高齢者を取り巻く環境、認知症の問題等もいろいろあると思うんですけど、そうした高齢者をめぐる課題というのが少しずつ増加するという言い方が適当か分からないんですけど、ということの中でのまた計画の推進だというふうにも思いますので、その点、かなり前から課題認識を持って、2025年以降どういうふうに対応しようかということは共通の認識だと思っておりますので、その辺も踏まえて今後とも、今回は素案ということで拝見させていただきましたけど、またいろいろ加味していただいて、計画づくりのほう、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○委員長（大城美幸さん）　そのほか、質疑ございますか。

委員長交代します。

○副委員長（赤松大一さん）　委員長交代します。

○委員（大城美幸さん）　1点、153ページ、認知症の政策推進のための条例制定及び計画策定に向けた検討、これ、3年間の計画なので、それを検討するのは当然のことで、目標になるのだから、せめて策定しますにしてほしいと思うんですが、いかがでしょうか。

○健康福祉部調整担当部長・福祉Laboどんぐり山担当部長（隠岐国博さん）　こちら、認知症のほうにつきましては、やはりもう法律も決まりました。国のほうもそろそろ計画の関係出してくると思ひますので、基本的にはそういう方向で動きたいと思ひておりますので、文言の関係については検討させていただきます。

○委員（大城美幸さん）　じゃあ、最後、これからパブリックコメントも行うので、それも踏まえてまた2月にも検討するので、そのときにもいろいろ出てくるとは思ひますが、パブリックコメントでもやっぱり当事者——障がい者の当事者、高齢者の当事者、認知症だとか、データヘルスのほうもそうなんですが、市民への周知、パブコメの場合、協働センターに冊子を置いたりしますが、その周知を、市政窓口とか、どのように考えているのか、最後お伺ひします。

○介護保険課長（竹内康眞さん）　高齢者計画のほうにつきましては、周知につきましては、まず「広報みたか」で周知するのと、あとそれに伴って市のホームページ、あと、委員おっしゃいましたけれども、市政窓口、図書館、そういったところに実際の素案を置きまして、幅広く意見を取り入れるよう、周知してまいりたいと思ひております。

以上でございます。

○委員（大城美幸さん）　データヘルスとか、障がい者のほうも願ひします。

○健康福祉部保健医療担当部長（近藤さやかさん）　今竹内課長が高齢者のお話しましたが、これ、全て3つともまとめて、まず市報に、12月の市報にパブリックコメントの募集でまず3つ置きます。それで、今言ったように、全て同じところで、コミセンもございまして、そこでも御案内をするというので、統一して行ひます。

以上です。

○委員（大城美幸さん）　期間が同じですよ。18日からなんですが、例えば介護保険の事業計画

[速報版]

の場合、高齢者の中に介護保険のことが含まれますが、介護保険事業者への周知とか、事業者で働く人たちとかの声がどれだけ入っているのかなというようなこともちょっと気になるので、その辺はどう考えているのか。高齢者の場合は、老人クラブとかありますよね。それを持って行って配るとか、そういうことまではあれだけど、パブリックコメントをしていますよ、御意見くださいという、そこぐらいは本当に、パブリックコメントをしている、意見募集しているということを当事者に伝えないと、意見も出せないの、そういうことを丁寧にしてほしいと思うので質問しているんですが、いかがでしょうか。

○介護保険課長（竹内康眞さん） まず、事業所で働く職員さんにつきましては、かよおっという情報ツールがありますので、そちらのほうでお知らせしますのと、あと、意見といたしましては、昨年度実施しました実態調査の中で、職員向けの調査、事業所向けの調査もございまして、一応そちらでも意見はいただいているんですけども、改めて広く、パブリックコメントをやっていますよということを周知して、再度意見の聴取は試みたいと思います。

あと、老人クラブにつきましては、ちょっと。

○高齢者支援担当課長（鈴木政徳さん） 検討市民会議において、関係する団体、委員さんにももちろん参加しておりますので、案の段階から参加はいただいておりますが、パブリックコメントを実施しているということは改めて御案内さしあげて、そこでも意見をいただけるように丁寧に対応してまいりたいと思います。

○副委員長（赤松大一さん） 委員長交代します。

○委員長（大城美幸さん） そのほか、質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、以上で健康福祉部報告を終了いたします。

○委員長（大城美幸さん） 休憩いたします。御苦労さまでした。

○委員長（大城美幸さん） 委員会を再開いたします。

○委員長（大城美幸さん） 厚生委員会管外視察結果報告書の確認について、本件を議題といたします。

厚生委員会管外視察結果報告書の正副委員長（案）を作成いたしましたので、御確認をいただきたいと思っております。

○委員長（大城美幸さん） 休憩いたします。

○委員長（大城美幸さん） では、委員会を再開いたします。

○委員長（大城美幸さん） お手元の報告書（案）をもって厚生委員会管外視察結果報告書とすることにいたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

○委員長（大城美幸さん） 続いては、所管事務の調査について、本件を議題といたします。

健康、福祉施策の充実に関する事、本件については引き続き調査を行っていくということで、議会閉会中の継続審査を申し出ることにいたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

○委員長（大城美幸さん） 次回委員会の日程について、本件を議題といたします。

[速報版]

次回委員会の日程については、本定例会最終日である12月21日、木曜日とし、その間必要があれば正副委員長に御一任いただくことにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

それでは、特にないようですので、本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでした。